

第七十二回国会 農林水産委員会 議 録 第三十五号

昭和四十九年五月七日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 渡辺 徹郎君

理事 柴田 健治君

理事 愛野興一郎君

今井 勇君

吉川 久衛君

島田 安夫君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

馬場 昇君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

稲富 稜人君

出席政府委員

農林政務次官 山本茂一郎君

農林省農林經濟局長 岡安 誠君

委員外の出席者

議員 瀬野栄次郎君

厚生大臣官房企 中野 徹雄君

画室長 坂本 龍彦君

厚生省年金局長 岸 良明君

金課長 局監督課長 石原 信雄君

自治省財政局財 尾崎 毅君

政課長 農林水産委員会

調査室長

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十五号

昭和四十九年五月七日

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外七名提出、衆法第二八号)

○坂村委員長代理 これより会議を開きます。委員長が所用のためおくれますので、委員長の指定により、暫時私が委員長の職務を行ないますので、よろしくお願いいたします。

湯山勇君外七名提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。瀬野栄次郎君。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正) 第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(最終標準給与)」に改め、同条第一項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、「以前の組合員期間の三年間の各月」及び「の合算額の三十六分の一」を削り、同条第二項中「前項の規定により算出した平均標準給与」を「最終標準給与」に、「組合員期間」を「給付事由が生じた日の属する月以前」の組合員期間の三年間」に、「その期間の総月数」を「三十六」に、「平均標準給与の月額」とするを「最終標準給与の月額とする」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

第三十六条第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

終標準給与」に、「百分の四十」を「百分の六十」に、「こえる」を「超える」に、「三十二万六千六百」を「七十二万六千」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改める。

第三十七条第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第三項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十七条の二第四項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「二十四万四」を「五十九万四千四」に改め、同項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第三十八条第二項第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

第三十九条の二第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「応じ平均標準給与」を「応じ最終標準給与」に、「こえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる」を「超えるときは、その超える」に、「平均標準給与の年額の百分の一・五」を「最終標準給与の年額の百分の一・五」に改める。

第四十二条第四項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第五項第二号中「二十年以下」を削り、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第六項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十三条第一項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

れる」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・五」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第四十四条第二項及び第三項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

第四十五条第一項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

第四十六条第一項第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の四十」を「百分の六十」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「一年以上」を「六月以上」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「こえる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の二・四」に改め、同項第四号中「一年」を「六月」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の十」を「百分の二十四」に改め、同条第二項中「二十五万四千四百円」を「六十三万四千五百円」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項第二号中「二十五万四千四百円」を「六十三万四千五百円」に改める。

第四十九条の二中「行なわれる」を「行われる」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の二十」を「百分の十二」に改める。

第五十四条第四項を同条第七項とし、同条第三項中、「政令で定める範囲内において」を削り、同項の次に次の三項を加える。

4 前項の規定による標準給与の月額と掛金と

の割合は、三年を一期とする期間内の給付に要する費用の予想額と当該期間内における掛金及び第五十五条の二の規定による国の負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるように定める。

5 当分の間前二項の規定による標準給与の月額と掛金との割合は、前項の規定にかかわらず、組合員の負担、給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行つて定められるものとする。

6 標準給与の月額と掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第五十五条第一項中「折半して」を「、それぞれ七分の二と七分の五の割合で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国の負担)

第五十五条の二 国は、給付に要する費用の百分の三十に相当する金額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の三十に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額)を負担し、その金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

第六十二条第一項を次のように改める。
国は、毎年度、予算の範囲内において、組合の事務に要する費用を補助することができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員期間	日数
一年以上 二年未満	三五日
一年以上 三年未満	七〇日
三年以上 四年未満	一〇五日
四年以上 五年未満	一四〇日
五年以上 六年未満	一七五日

六年以上 七年未満	二二〇日
七年以上 八年未満	二五〇日
八年以上 九年未満	二九〇日
九年以上 一〇年未満	三三〇日
一〇年以上 一一年未満	三七〇日
一一年以上 二年未満	四一〇日
二年以上 三年未満	四五〇日
三年以上 四年未満	四九〇日
四年以上 五年未満	五三〇日
五年以上 六年未満	五七〇日
六年以上 七年未満	六一五日
七年以上 八年未満	六六五日
八年以上 九年未満	七一五日
九年以上 一〇年未満	七七〇日

別表第二の中欄の「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄の「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「三九三、六〇〇円」を「九六三、〇〇〇円」に、「三二一、六〇〇円」を「七八七、五〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号中「算定した平均標準給与の年額」を「算定した最終標準給与の年額」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 新法の最終標準給与の年額 新法第二十

一条の規定により算定した最終標準給与の年額をいう。

附則第四条第七号を次のように改める。

七 新法の最終標準給与の月額 新法第二十一条の規定による最終標準給与の月額をいう。

附則第四条第九号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第十号中「更新組合員の平均標準給与の年額」の下に「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号。以下この号において「四十九年改正法」という。第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額をいう)を加え、(給付事由が生じた日の属する月における標準給与の月額の十二倍に相当する額をいう)を「(四十九年改正法第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第二十一条の規定による最終標準給与の年額をいう)」に、「こえる」を「超える」と改める。

附則第六条第一項中「三十二万六千六百円」を「七十二万円」に、「新法の平均標準給与」を「新法の最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

附則第七条第二項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第四項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第九条第一号中「平均標準給与の月額」を「最終標準給与の月額」に改め、同条第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十一条第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十二条第三項中「十一万四千四百円」を「五十九万四千円」に、「十三万四千四百円」を

「七十万二千円」に改める。

附則第十三条第一項中「こえる」を「超える」に、「新法の平均標準給与」を「新法の最終標準給与」に改める。

附則第十五条第二項第一号中「こえ」を「超え」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同項第二号中「こえ」を「超え」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号及び同条第四項中「こえる」を「超える」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十六条第二項中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新三十九年改正法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(年金の額の改正等に関する経過措置)

第三条 新法及び新三十九年改正法の規定中年金の額の改正に関する部分(最終標準給与に関する規定を含む。)は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第四条 新法五十四条から第五十五条の二までの規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負

担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、新法及び新三十九年改正法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

理由

社会保障制度の現況にかんがみ、農林漁業団体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を大幅に改善するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、その給付に要する費用について新たに国がその一部を負担することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約二十一億円の見込みである。

○須野議員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の提案にあたりまして、趣旨を説明いたします。

ただいま議題となりました日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党共同提出の農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合の現状は、他の年金に比して低い給付に加えて、ここ数年の異常な物価上昇、特に、昨年来の狂乱物価のもとで、受給者の生活は極度に逼迫しております。この際すみやかに制度を充実強化し、本共済組合員及びその遺家族が、退職後あるいは遺族となった後、人間らしい生活を保障されることが本制度の趣旨であり、それを実現することは、国の当然にして緊急の任務であります。

そのために給付の内容を大幅に改善し、すでに別に提案しているとおり、年金額を給与額の変動に応じて自動的に改定するとともに、その財政については積み立て方式を賦課方式に移行させ、かつ、国の負担金の割合を引き上げる等、この制度の抜本的改正をはかることが必要であります。以上の立場から、本法案を四党共同して提出いたしました次第であります。

次に、法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、退職年金算定の基礎となる標準給与については、従来退職前三十年の標準給与の平均額とされておりましたが、消費者物価の著しい上昇等によって年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮して、これを退職時の標準給与をとることにいたしました。なお、従来のとり方が有利な場合にはそれによることもできることとしてしております。第二は、年金給付の改善であります。

まず、退職年金については、組合員期間二十年の場合、年金算定の基礎となる標準給与の百分の四十であったのを百分の六十に引き上げ、最高支給の率は百分の七十を百分の八十一とし、さらに最低保障額三十二万一千六百円を七十二万円(月六万円)に引き上げることとしております。

なお、退職一時金、障害年金及び遺族年金の額を、退職年金の支給率に準じて増額することとしたします。

第三は、遺族年金の受給要件につきまして、現在、組合員期間が一年以上である者に支給される遺族年金は、六カ月以上組合員期間があれば支給されることとし、組合員期間が二十年以上である者が、職務上傷病によらないで死亡した場合に支給する遺族年金の額は、その者にかかる退職年金の額の百分の五十であるのを百分の八十に引き上げることとしていたします。

第四は、従来の積み立て方式による財政方式を改め、これを賦課方式に切りかえることであります。本法案によって給付内容を大幅に改善するた

めには、従来の積み立て方式では限界があるため新たに賦課方式を採用することにしたものであります。また、三年を一期とする期間を単位として、掛け金、国の負担金はその期間内における給付に要する費用と均衡を保つよう定めることとしたします。なお、賦課方式を完全にするためには、将来において各種共済組合の統合を検討することが必要であると考えております。

第五は、給付に要する費用につき国の負担割合を引き上げ、組合員の負担の軽減をはかったことあります。現行は国が一八%を負担し、残りを農林漁業団体と組合員が半分ずつ負担することになっておりますのを、国百分の三十、農林漁業団体百分の五十、組合員百分の二十の負担とすることとしたします。

以上四党提出にかかるとこの法律案の提案の理由及び内容の概略を申し述べました。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○坂村委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○坂村委員長代理 内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。染谷誠君。

○染谷委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

最近の国際情勢の動向から見ましても、および、国民生活の安定を確保するためには、食料の自給率を高めることが不可欠の要件であることは論をまたないところであります。そのためには、わが国農林水産業の健全な発展をはかることが当然必要な事柄であります。

そこで、農林漁業等、わが国の第一次産業の關係団体で働きます職員は、その立場において生産の維持拡大をはかりながら、変動著しい国民経済の谷間において、日一日とたいへんな努力をいたしておるのが現状であります。特に、農林年金の主たる構成団体であります農協組織に携わる役員は、わが国農業の第一線において、農業経営者とともに、いわゆるあすの国民食料のな

い手として、生産の拡大や経営の改善に懸命の努力をいたしておるのが実態でございます。

そこで、特にお尋ねしたいことの第一は、このような団体で働く役員が、その努力のわりには報われるところが少なく、諸給与などの待遇面については、他の団体よりきわめて低位に置かれて

いるのが実情でございます。したがって、おのずから優秀な人材が確保しにくくなった、あるいは、老後の福祉生活のささえとなるべき大切な年金制度すら、他の共済制度に比べて身分保障が必ずしも十分とは言えない現状にあるのでござ

います。

この農林年金制度の創設につきましては、私も当時農協の組織人として参画した一人でありま

すけれども、そもそも農林年金制度創設の主たる理由は、当初農林漁業団体役員職員の大部分の者が加入しておりました厚生年金保険の給付水準が低く、しかも、農林漁業団体と同じ地域社会に存在して、その職能上からして常に比較される立場にある市町村職員あるいは教職員など、いわゆる地方公務員に比しまして、給与水準あるいは身分保障等の面がかなり立ちおくれている点が多かつたからであります。したがって、農林漁業団体は優秀な人材の確保がきわめて困難となり、また、このようなことから職員が他に転職していく

という悪循環にもなっているわけでございます。

そこで、農林漁業団体の健全な運営と発展に資するためには、ぜひともこのような不利な環境条件を改善、克服し、団体職員の身分の安定をはかることが急務であるという理由から、農林漁業団体はその全組織をあげて改善運動に取り組んだの

でございます。しかしながら、このような運動は、当時のいわゆる年金の一元化というものに押されて、決して平坦な過程をたどったものではなかったものであります。結局のところ、国としては、これら関係団体の農林水産業の政策上に占める重要性にかんがみ、その育成強化をはかる必要が考慮され、関係者の多年の要望もいれられまして、ようやくこの制度の創設が認められたと記憶しております。

私がここで特に強調したいことは、そもそも、農林漁業団体は、その特殊な社会的地位づけから考えまして、むしろ厚生年金にまさる給付を行なうことによつて、優秀な人材が確保され、国民生活の基幹産業として自託されたところのいわゆる国民食料の安定確保という重要な役割が初めて完成されるものと思うのであります。農林年金が厚生年金から分離独立した重要な意義がこの辺に存在するところを見がしてはならないと思うのであります。しかしながら、最近の現状からいいますと、その有利性を求めて分離、独立したはずの農林年金が、かつての母体である厚生年金よりも下回る現状にあるとお聞きしております。

そこで、お尋ねいたしますが、この農林年金を所管する農林省としては、今回の改正によりどのように改善されたものであるか、その要点について御説明を承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 農林漁業団体職員共済組合制度の発足の経緯につきましては、ただいま先生の御指摘のとおりでございます。したがって先生、農林年金と、その母体でございます厚生年金につきましまして、給付水準その他につきましましての比較がしばしば行なわれるわけでございますが、昨年度、厚生年金制度につきましましては大幅な改善が行なわれました結果、農林年金の受給者につきましましては、厚生年金水準を下回る者が過半を占めるというような状態に立ち至っているのは事実でございます。そこで、今回相当大幅な制度改正を考えている

わけでございますが、その内容の概要を申し上げますと、国共済等、他の共済制度にならいますと、平均標準給与の基礎期間を短縮するということをまず第一点に考えております。それから、二・三・八％を限度といたしまして、就労年金の額の改定をするというのを第二点として考えております。それから、第三点といたしましては、通算退職年金の計算方式に準ずる新しい方式を導入いたしまして、この方式によつて算定した額が、現行の方式で計算した額と比較をいたしまして、いづれが高いほうを農林年金の年金額とするというように、低額の年金の改善の措置を講じているわけでございます。

大体、主として以上のような制度改善を今回行ないますれば、厚生年金と比較しまして、その水準を下回るようなものはほとんどなくなるような状態であるというふうなことは考えている次第でございます。

○染谷委員 農林省の説明の趣旨につきましては一応了といたしますが、そもそも、厚生年金に対して共済年金が従来有していた有利性から考えますと、厚生年金水準の確保という程度の手直し改善では必ずしも十分な納得はいたしかねると思うのであります。現に、社会保障制度審議会におきまして、共済年金の抜本改正をはかる必要性があるとして、大要次のように指摘しております。すなわち、社会保障制度審議会の答申に、共済年金の抜本的改正をはかるよう指摘したにもかかわらず、政府はいまだ積極的な姿勢を示さず遺憾である、すみやかにその解決をはかるよう云々と答申するほど、遺憾の意を表しておるのでございます。なるほど、この答申は農林年金そのものに対する答申ではございません。共済年金の中核的存在であります国家公務員共済や地方公務員共済に対する答申ではあります。同じ共済年金に属します農林年金にとりまして、特に、地方公務員と同一地域社会に併存する農林漁業団体にとりまして、きわめて重大な関心を持たざるを得ないものであります。

私自身は、さきにも申し上げましたように、農林漁業の振興という観点に立てば、農林年金は、いわば政策型の年金であると言つても過言ではないと考えるわけでありまして、この点につきまして、再度政府の御見解を承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 先ほど御質問がございましたとおり、農林年金が厚生年金と分離いたしました足したというように経緯を考えますれば、私どもは、やはり、農林年金制度の今後の内容の充実と、いふことにつきまして特に意をいたさなければならぬというふうなことを考えているわけでございます。

御承知のとおり、昭和三十四年に農林年金が発足いたしましたから、種々制度改善を行なつてきたところでございます。しかしながら、先生の御指摘のとおり、農林年金の制度の中にはなお改善をすべき余地があるというふうなことも考えております。ただ、これも先生御承知のとおり、農林年金は必ずしも独立した制度ではございませんで、他の各種の共済制度というもののバランス、均衡等をやはり考えなければならぬ点がございまして、そこで、私も、他の共済制度の改善の検討の内容等を十分見ながら、また、農林年金が果たさなければならぬ役割りというものも十分意識いたしまして、今後の社会経済情勢の推移に應じて、給付内容の充実等を中心にいたしました改善を今後とも精力的に検討してまいりたいという心づもりでございます。

○染谷委員 次に、農林年金の財政事情につきましまして、政府はこれをどのように把握いたしておるかについてお伺いをいたしたいと思ひます。農林年金では、前回の再計算以後、組合員給与ベースのアップや相次ぐ法律の改正によりまして、その不足財源はかなり増大しているものと推定をされるのであります。また、組合員の掛け金率は現在千分の九十六でありまして、他の年金制度と比較しても一番高いとされているのが実態でございます。

そこで、次の再計算期を待つまでもなく、年金財政の健全化をはかる見地からいたしまして、この際国庫補助率のアップ等適切な手を打つべきではないかと考えますが、これに対する政府の見解を承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 農林年金の財源につきましましては、先生御指摘のとおり、相次ぐ制度改善等によりまして、財源率は相当増高を来たしております。通例五年ごとに財源計算をいたすということになっておりまして、私も、四十九年度末を基準といたしまして、財源率の再計算というものを考えているわけでございます。そこで、私も、四十九年度末現在におきまして財源率を再計算をした場合には、そのまゝの状態であるならば相当高い掛け金率ということにならざるを得ないのではなからうかと考えておりますので、私も、今後、農林年金の財政が置かれております現状、それから、先生御指摘のとおり、現行、他の共済制度と比較しましてわりあい掛け金率が高い水準にあるというふうなことを考えまして、年金財政の健全化をはかるという観点から慎重に検討をいたしたいというところを考慮している次第でございます。

○染谷委員 去る二月の社会保障制度審議会の答申に次のような指摘が見られます。すなわち、農林漁業団体職員共済組合は元来その財政基盤に問題があるので、将来の財源について確たる見通しと計画を策定することが不可欠であると答申しております。また、かつて以前に当委員会の附帯決議におきまして、農林年金については、「本制度が多額の整理資源をかかえている現状にかんがみこれに対する財政援助の方途を検討すること。」という附帯決議がなされております。これらはいずれも国庫補助率の引き上げについて示唆しているものと理解されるのでございます。国家公務員共済におきましては、恩給を引き継いだ整理資源は組合員の負担ではなくして、事業主たる国が負担をしているのであります。また、私学共済の場合におきましても、私学恩給財団の引き継ぎに伴う整

理資源は、国庫補助を除きましては、一部私学振興財団がこれを負担していると聞いております。

そこで、農林年金におきましても、せめてこの程度の負担は国がめんどうを見てやる必要があるのではないかと考えられますが、この点につきまして、政府の御見解を伺いたいと思ひます。

○岡安政府委員 農林年金の現在の掛け金率が相当高いという原因の一つといたしましては、先生御指摘のとおり、農林年金におきまします整理資源の問題がやはり非常に大きなウェイトを占めていることは御指摘のとおりでございます。この関係は、これも先生御指摘でございまして、恩給等を引き継ぎましたことによりまして初期過去勤務債務につきましましては、事業主である国が負担をするというようなことになっております。また、私学共済におきましては、整理資源の二分の一相当は日本私学振興財団が助成をするというようにもなっておりますので、掛け金率が農林年金に比べましてわりあい低位にあるということも言えると考えております。

ただ、農林年金につきまして、国家公務員共済とか私学共済と同じような方法を直ちに導入するということとは、農林年金の制度の沿革とか、対象とする組合員の性格等の問題がございまして、いささか問題があるというふうには考えてはおります。

ただ、四十九年度末を基準といたしまして財源再計算を行ないました場合におきまして、どういう対策を講ずるかということにつきましては、国庫負担の問題も含めまして私どもは検討をいたしたいというふうに考えております。

○染谷委員 農林年金は、その構成員たる組合員の老後の保障という見地から、ほかよりも高い掛け金を掛けているという点については先ほども言及したのでありますが、万が一農林年金の財政状況に破綻を来たしまして、少なくとも組合員に心配をかけるというようなことが絶対にあってはならないと思うのであります。

そこで、農林年金は、従来、五年に一回この財源の再計算を実施して、いわゆる年金財源の洗い直しをしているようでありまして、問題も、再計算期において組合員の掛け金負担そのものを増大せしめないで、むしろ予算措置を通じて問題解決をはかっていくということができるものかどうか。この点について見解を伺いたいと思ひます。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、農林年金の財政につきましては、これまでの制度の改正と、さらに今回お願いをしております制度改正等によりまして、その財源率は相当増加するのではあるまいかというふうに私も考えております。

そこで、四十九年度末を基準といたしまして洗い直しをいたしました場合、従来どおりの方式であるならば掛け金率も相当高くなるというふうに私も考えております。

そこで、先生御指摘のとおり、組合員の掛け金負担をなるべく増大させないでこの制度を円滑に運用する方法につきましては、私どもも現在から検討を進めたいと思っておりますが、これは他の共済制度とも関係がございまして、国共済等、他の共済制度におきまします同様の検討の内容等を参考といたしながら、掛け金率のあり方、それから国庫助成の充実の問題等を含めまして総合的に検討をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○染谷委員 さらに、また、私学共済で現に行なわれております日本私学振興財団からの補助や、あるいは都道府県が私学共済組合員の掛け金負担軽減のために補助をいたしております実態もございまして、このような半ば公的援助措置になつた制度の導入につきましては、農林年金の場合にもかたから強く要望されていた点であります。また、都道府県の補助につきましては、この制度をつくる際の政府の提案理由の中に、農林漁業団体の農林水産政策上に占める重要性から見て、その育成強化の必要性がうたわれておるのであります。また、農業基本法第五条におきましても、農

業団体の育成強化について、国または地方公共団体の責務を定めておるのでございます。したがって、都道府県の公的補助につきましては、すみやかに適切な方法が講じられてしかるべきではないかと考えるわけでありまして、

非公式な話として、仄聞いたしたのであります。農林省は、予算折衝の段階において自治省とも相談したと聞いております。もしそうだとすれば、そのようなことの中で、検討結果がいろいろ

なものがあつたと思ひますけれども、これらにつきまして、差しつかえない範囲において、前向きな方法で御答弁をお願いしたいと思ひます。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、農林漁業団体の今後の健全な発展をはかるためにおきましては、国のみならず、都道府県も、その責務といひます。御協力を願うということが従来の方式であつたわけでございます。そこで、農林省といたしまして、現在農林年金が置かれていた現状にかんがみまして、組合員の掛け金負担を幾分

も軽減をはかる方法はないかというように、なごから、この際、都道府県の補助を農林年金制度に導入することにつきまして検討を行ない、関係省庁と協議を行なつたわけでございます。

その経過を若干申し上げますと、そういうような新しい都道府県補助の導入という考え方に對しまして、現在私学共済に對して都道府県補助があるもので、それと同じような考え方はどうかということに對しましては、私学共済に對します都道府県補助は、公共団体が本来行なうべき教育に関する事業を私学が肩がわりして行なっているという

ようなことに着目いたしまして、都道府県は、従来から、私学関係の施設費、それから人件費の補助とあわせて私学共済制度に對しましての補助を行なつておられるということが言われております。したがって、農林漁業団体に對しまして、私学共済と同じように直ちに都道府県補助を導入すること

につきましては、いかなる理由で都道府県補助を新たに設定をするかという理由づけにつきましますなお検討を要する問題が残つたわけでございます。

したがって、今回御提案の改正案の中には、遺憾ながら協議相とのわずというところもありまして、都道府県補助の規定を挿入することができなかったわけでございます。

そこで、私どももいたしましては、なお残された問題等につきましては、関係省とも十分協議をしてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○染谷委員 次に、今回行なわれます制度改善につきまして、若干お尋ねをいたします。まず、その第一点は、厚生年金においては、物価上昇が5%でありますれば、自動的に年金額が増額できる規定になっております。このスライド制につきましては、物価が賃金か、そのよるべき根拠につきましては議論のあるところでございますが、農林年金等の共済年金では、従来から、公務員給与のベースアップを基準として年金改定を行なつてまいっております。

そこで、何ゆゑ公務員給与スライド制を導入しようとしないうか、それらの理由について伺ひをしたいと思います。

○岡安政府委員 従来から、農林年金につきましては、その既裁定年金を中心といたしまして、恩給、公務員共済等にならしまして、公務員給与のベースアップを基準として給付水準の改定を行なつてきたわけでございます。今回御提案の法律の内容におきましても、四十八年度に引き継ぎまして、公務員の給与改善率によりまして既裁定年金の額の改定をいたすほか、過去におきましていわゆる積み残しと言われておりますものも、二年間で解消をいたすというように、御提案申し上げておられるわけでございます。

厚生年金は、御指摘のとおり、物価スライドという制度がすでに実現をいたしているわけでございますが、農林年金に自動スライド制を導入するかどうかという問題につきましては、先生もちよつと申されましたとおり、自動スライド化しようとする場合、その指標を物価に置くのか、

それとも賃金に置くのかという問題もござい
ます。そういうような問題と、それから、自動
スライドになった場合に、ほかの各年金とのバラ
ンスをどういうふうな処理をするかというよう
な問題とをあわせて、現在、御指摘の自動スラ
イド制の導入につきましては、関係各省庁間で検
討を進めているわけでございまして、できるだけ
早い機会に何らかの結論を得たいというふうに考
えておる次第でございます。

○染谷委員 農林年金では、新法、旧法との間の
取り扱いにつきまして差別がございまして、その
撤廃が附帯決議でもたびたび指摘されておるわけ
あります。今回の改正におきましても、これらの
差別というものが種々見られるようであります
が、特に、最低保障額についてこれが見られるの
はまことに残念だと思ひます。

そこでお伺いいたしますが、最低保障額はなぜ
旧法に適用されないのかということにつきまし
て、あらためてこの際当局の見解を伺っておき
たいと思ひます。

○岡安政府委員 最低保障額の制度は、各共済制
度共通でございますけれども、いわゆる新法にな
りましてから初めて設けられた制度でございま
す。そういうようなことから、この制度は旧法に
及ばないということになっているわけでございま
す。

これは、御指摘の最低保障制度の問題に限ら
ず、新法、旧法下におきましては、制度上の取り
扱いが異なっているものが二、三ございまして。こ
れらを一致したほうがよろしいというような意見
もございまして、新法、旧法の区別がございま
すのは農林年金だけではございまして、ほかの共
済制度も共通した事項でもございまして、新
法、旧法の取り扱いの改善等につきましては、他
の共済制度の取り扱いとのバランス等も考えなが
ら今後検討すべき事項であらうというふうに私ど
もは考えておるわけでございまして。

○染谷委員 給付金の算定基礎の改善に関しまし
てお尋ねいたします。

給付金の算定基礎となるべき平均標準給与の算
定方法の改善につきましては、大きな前進である
と評価をいたしたいと思ひますが、今日のような
経済変動の著しいときは、三年平均でありま
す。確かに実情にそぐわない面が多々あるわけ
であります。そこで、平均標準給与の基礎を三年か
ら一年に改めるなど、今回の制度改正によってど
の程度の年金額の改定になるものか、現実の計算
に基づいて、具体的事例の用意がもしあるとしま
したならば、参考までに伺っておきたいと思ひま
す。

○岡安政府委員 今回の制度改正はいろいろある
わけでございまして、いまの先生の御指摘の平均
標準給与の算定にあたりまして、従来は、退職前
三年間の標準給与の平均ということに基づいて
しておりますが、今回これを退職前一年という
ふうな改めたいというふうな考えているわけで
ございまして。

これによりまして給付額の改善はどれくらいとい
う御指摘でございますが、一応私もモデル計算
をいたしてみたくてございまして。たとえば、組
合員期間二十年の人が昭和四十四年十月に退職を
したと仮定をいたしまして、その人の退職前三
年間の平均標準給与が五万五千三百三十三円とい
うふうな仮定をいたしまして計算をし直します
と、今回の平均標準給与の算定方法の改善により
まして、金額にいたしまして大体三万円余り、率
にいたしまして九%余り年金額が増加するとい
うような計算になるかと思っております。

○染谷委員 今回の改正では、遺族年金の扶養加
給制度の創設、あるいは高齢者年金等の年金額の
改善、さらに通算退職年金額の改善、標準給与の
上下限の引き上げ等がはかられておりますが、時
間の関係もありますので、これらの改善点を評価
すること、これらにつきましては割愛をいたし
ます。

最後に、総括的に農林省にお尋ねをいたしたい
と思ひますが、わが国社会保障制度の前進をはか
るため、政府は、より高い次元の見地に立つて、

今後の公的年金制度の改善充実について一そう積
極的に、さらに計画的に、しかも画期的な措置を
打ち出すべき時代ではないかと考えるのでありま
す。

そこで、国民生活の基幹産業としてきわめて重
要な社会的役割りを果たし続けております農林
漁業団体で、長年にわたってその職責を全うし、
いわゆる国民食料の安定確保という国民的課題に
対しまして真剣に取り組んでまいりました農林年
金の組合員に対して、この際、農林年金制度
の将来の改善充実という点につきまして、農林省
といたしましてどのような構想をお持ちになつて
おられるか。長期ビジョン等を含めて、その一端
をお伺いしたいと思ひます。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり、わが国の
農林漁業の第一線におきまして、農林漁業の発展
のため主要な分野を担当しております農林漁業団
体の職員の福祉の向上と、それから人材の確保の
ためには、農林年金制度というものが果たす役割
りも非常に大きいというふうに私も考えてお
ります。この制度の内容の充実のために、私も
毎年のごとく制度の改善を行なってきたところ
であります。ただ、先ほど以来先生御指摘のと
おり、なお残された問題はたくさんあるという
ふうに考えておりますので、今後とも、この農林年
金制度の一その内容の改善充実をはかるため、
他の共済制度とのバランスを考えながらも一そ
うの努力を払いたいというふうに私も考えてお
ります。

○坂村委員長代理 この際、参考人出頭要求に関
する件についておはかりいたします。

ただいま審査中の内閣提出、農林漁業団体職員
共済組合法等の一部を改正する法律案及び湯山勇
外七名提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一
部を改正する法律案の両案について参考人の出席
を求め、その意見を聴取することにいたしました
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂村委員長代理 御異議なしと認めます。よつ
て、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時及びその手続等
につきましては、委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂村委員長代理 御異議なしと認めます。よつ
て、さよう決しました。

○坂村委員長代理 質疑を続けます。野坂浩賢
君。
○野坂委員 最初に、基本的な問題を政務次官の
山本さんにお伺いをしたい。

この法律をこの連休の間にいろいろ読んだので
ありますが、非常にむずかしくてわかりにくい。
地元の農協の職員の皆さん等に、あなたの年金は
いまの法律を改正してどの程度になりますかと聞
きましてもなかなかわからない、わかりにくくな
っておるといふのがこの法律の実態であります。
この提案の理由の説明は大臣が行なわれまし
たが、改善点は五ヶ所あげておられますが、こうい
うことはよくわかっておるのだらうかと、と、私自
身がよくわからないものでありますから、そうい
うふうに思いました。

次官としては、指導者でございまして、責任者
でありますから、この法案の内容、改善点、問題
点、こういうことは十分おわかりでしょう。
○山本(茂)政府委員 お答えをいたします。
私がこの年金法の内容をどのくらいわかってお
るかという御意味の質問だと思ひます。
が、元来、こういうような問題につきましては、
きわめて専門的な知識のない以上はなかなか理解
のむずかしいものだと思います。ことに、私のよ
うな者におきましては、従来の知識が不十分で
ある関係上、必ずしもこの問題について理解をし
ておるとは私は考えません。ただ、この法律の趣
旨を一般の方に御理解をいただくために、農林省

といたしましては、関係方面に、その実行の関係者に対して、十分に趣旨を説明をいたしまして、十分な御理解をいただくことに努力をしつづけて、今後も大いに努力をするつもりであります。

○野坂委員 大まかにわかっておるのだが、十分ではない、しかし、当該組合員等については十分徹底をしたい、と、こういうことであります。しかし、私が先ほど申し上げましたように、よくわかっていないというのが現状であると思うのです。それについては、今後、もっとわかりやすく、見ればすぐ自分の退職金なり年金も計算ができるというふうな書かなければならぬのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○岡安政府委員 私ども行政を担当いたしてありますけれども、一般的に、法律というものはむづかしくて、そのまま読んだだけでは何が書いてあるかわからないというふうな通弊がございます。特に、農林漁業団体職員共済組合法ですが、この関係法は特に難解であると私も考えております。ただ、これは、制度そのものが相当細部まで法律で定めなければならぬということになっておる関係から、法律で厳密に規定をいたしますと、一読してはわからないというふうなことにやむを得ざるかというふうなことを考へております。そこで、私も、難解なものをそのままほうっておくべきではあるまいというふうなことを考へまして、制度の内容等につきましては、共済組合と共同いたしまして、組合員手帳または「農林年金早わかり」というようなパンフレットを毎年作成をいたして、これを組合員に配布をし、説明をし、理解をしていただくという努力をいたしているわけでございます。私も、法律はなるべく難解でないほうがよろしいというふうな努力をいたしておりますが、残念ながら、現在まではこのようになつていないわけでございます。

〔坂村委員長代理退席、笠岡委員長代理着席〕
○野坂委員 この年金ですね。全体の日本の年金ですが、ことは、去年から福祉元年と言われ

て、年金等は非常に充実をするであろうというふうな言われてまいっております。国民の所得に対して、「経済社会の基本計画」を読んでみますと、大体六・八パーセントというふうにするのだと書いてあります。しかし、中身を読んでみますと、長期計画をやるのだ、というわけではなく、短期計画をやるのだ、というわけではなく、年一百万円にするのだ、と、この程度のことしか書いていないわけですね。私が掌握をしておるのは、社会保障全体としてはその方向でやっておられるけれども、年金に対しては、国民所得に比例をして大体八・八パーセントと比べますと、大体三・四から八・八パーセントですね。調べてみますと、そういうこととです。一つは、それが違っておるのではないかと、思

つて私はよく見たのですが、やはり一緒だ。そうすると、他の外国等に比べて異常に低いのが今日の年金だというふうな思わざるを得ないわけですね。これに対して、いつまでどこまで引き上げることかというふうなことを議論できめてやることになつておるのですが、どの程度やられておるか。どちらでもよいですから説明をいたしてください。厚生省のおいでだと思ひますが、おいでですか。

——これは厚生省が基本ですから、この辺から聞こうと思つたのですが、おいでになつておられないようですから、それでは、そのことについてはまたあとで聞くとしまして、政策の基本ですから、局長では言ふなれば事務官ですから、政務次官ということになれば政策を立てる責任者ですから、あなたから聞きたい。

〔笠岡委員長代理退席、坂村委員長代理着席〕
○岡安政府委員 事実だけ私から先にちょっと……

年金制度一般につきましては、御指摘のとおり、厚生省が中心になつて政策の検討その他いろいろ進められているわけでございます。先生の御指摘のとおり、福祉元年と言われておりますことは、やはり、わが国の福祉制度一般につきまして今後充実をはかるという趣旨でございますので、現状が諸外国の高位なものにはなかなかなんでい

ないということも事実だろふと思つております。ただ、私も事務的に申し上げれば、少なくとも、農林年金につきましては今回相当大幅な制度改正をいたしております。今回の制度改正だけでも、モデル計算ではございますけれども、従来に比しまして大体四二・二パーセントの支給年金額のアップがはかられるものというふうな考へております。もちろん、これだけで十分であるとは私ども考へておりませんので、今後さらに内容の充実には積極的に取り組むという私どもの事務当局なりの考へ方を先に申し上げておきたいと思ひます。

○山本（茂）政府委員 ただいまの御質問の趣旨でございますが、私もしるうとでございますが、日本の年金制度そのほかにおいて、われわれは改正の方向において大いに検討せなければならぬものだと考へておるわけでありまして、ことに最近における国民生活、物価高そのほかを考へまして、年金制度のほんとうの価値をあらわすためには、ここに思いを新たにいたしまして、これに追従するように改正すべきであると思ひます。

ただ、こういう制度そのものには、拠金そのほかの、いわゆる本人の在職期間における支払いそのほかの蓄積というものが必要であると思ひます。そこに大きな矛盾を感じる次第でございます。あまりに経済的な変化が急速に來たところ、に問題があると思ひます。

農林省といたしましては、関係の年金そのほかの他の年金の進展と歩調を合わせながら、以上のような現下の情勢を判断をいたしまして、受給者の要望に沿うごとくこれを改善する意圖を持つておるというところだけをここに報告をいたしたいと思ひます。

○野坂委員 やる気はある、急速な経済成長があつたので少しおくれおる、しかし、それについては追いついていく、と、こういうことです。国民はそれを聞いて、それではいつの時点に同じようなところまで行くかということが当然反問としてあらうと思ふのですが、それはいつですか。

御質問の点は、要点をおつきになつて、まことにじくじたるものがあります。よく御理解をいただいておりますが、全般的な日本のこの制度の動向というものを足を含めていく必要があると考へるわけでございます。もとより積極的な意圖を持ちますけれども、そういう関係をも考へる必要があると考へますので、これは引き続き十分の努力を重ねていきたい、われわれはこういうふうな考へておるわけであります。

○野坂委員 動向とは一体何ですか。わからぬと思ひますが、いまのあなたの御答弁では、それに合わせていくけれども、日本の動向を考へてやるんだというお話しです。日本の動向というものは、福祉元年で、これから一氣に福祉政策をやるのだ、総需要抑制をやつて、福祉政策に重点を置くんだというのがある方の方針なんですから、そうすれば一氣に追いついていくということとは当然ですから、諸外国並みな年金になるというのはいつなのかと聞きます。

○山本（茂）政府委員 私の答弁に不十分なところがあったことを認めます。動向は、いま言いましたように、大きな方向として国がきめておることは御指摘のとおりでございます。ただ、この問題は、金額の問題と経済的な状況がございまして、しかも、いわゆる年金制度の基本的なもののある比率において、拠出金と受給金というものの比率を持たなければならぬという技術的な問題もいろいろあるかと考へますので、こういう点について考へをしながら、方向としてはいまの御質問のとおり進みたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○野坂委員 私が指摘いたしますのは、たとえば先ほど申し上げましたように、年金は、国民所得に対して〇・四だ。しかし、一方海外に対する経済協力は、国民所得に対して一・〇だ。いま〇・九五です。日本の国民のことに限つては、福祉元年といつて〇・四、目は海外へといふか、こうで〇・九五、こういうことについては、日本の国民としてはやはりすっきりしないものを感じると私

は思います。私はすつきりしていません。それなれば、老後の安定した保障というかつこのほうにもっと向いていくというのが日本の動向であり、国民の期待ではありませんか。そうすれば、その方向に行くためには何年ぐらいだというふうにはちゃんと示していただきますと私も納得できますが、何か、きわめてぼうっとして、よくわかりません。わかりませんから、その期限、目標というものについて明快にしてもらいたい。

○中野説明員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、日本の社会保障制度の水準は、西欧先進諸国に比べますと、現在是非常に低い水準にございます。この社会保障給付の国民所得に対する比率等で見ました水準の低さをいかにして充実し、向上していくかということが当面の問題でございます。

これにつきましては、先般の経済社会基本計画で、目標年次昭和五十二年度に、一つのものさしといたしまして、社会保障給付費の大半を占め、すいゆる国民所得統計上の振りかえ所得を八・八%まで引き上げていくという計画が、政府の計画として一つあるわけでございます。もちろん、この八・八%に到達いたしまして、西欧諸国の水準に比べますればなお低いことは事実でございますが、一つの原因といたしましては、よく言われますことは、日本の場合、高齢者の総人口に占める比率が、たとえば西ドイツ、フランス等には比べますと現在はお非常に低い水準にございませう。高齢人口が相対的に少ないということは、年金の大きさにも影響いたしますし、また、ひいては各種の社会福祉、公的扶助等の金目にも影響する点がございまして、五十二年目標値八・八%を達成いたしましたも、西欧先進国に比べればなお低い水準にあることは事実でございます。

それで、こゝろ辺のことは、政府全体として非常に大きな政策の中で今後いかにするかをきめていく問題でございますけれども、厚生省といたしましては、確たる結論ではございませんけれども、西欧先進国の水準にまで引き上げていく目標

の時期といたしましては、おおむね次の経済社会基本計画の、その次の五年、十年程度の時間の長さを念頭に置きながら今後努力をまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○野坂委員 十年というのは非常に長くて、ここにいらっしゃる皆さんもこの国会から姿を消すというふうな方もあろうし、われわれもそうだと思うのですが、そういうテンポのおそいことでは困るわけですね。もっと早く、急速に高度経済成長ができたわけですから、それと見合せて福祉のほうを高度成長してもらわなければ、国民としては非常に生活不安というものがありますから、そういう方向になるように、次官、がんばっていただかなければならぬと思うのですが、どうですか。

○山本(茂)政府委員 御質問の趣旨は十分に尊重いたしたいと思っております。また、私も、お気持ちは十分にわかっておるつもりでございます。

○野坂委員 時間がありませんから、次に進みます。

いま、あなたは、動向の問題で、比率というもののについてもいろいろ考えなければならぬということをお話しになったのですが、いまの焦点である農林年金は、この法案の内容を見ますと、いや、厚生年金が抜本的な改正をやったからやるのだとか、いや、恩給がこうだからこうだとか、そういうふうにいっている——どこにきちんとした農林年金の方針があるかという点については、読んでもみてもさだかではないですね。何か、あっちに行ったりこっちに行ったりして、びしゃっとしたものがない。私はこれを見て、公的年金という立場に立つと、言うなれば、国家公務員並み、国家公務員に準拠する、こういうことが、たとえばベース改定なり二・三八をかけたたりする場合に使われておる、これで行くべきだ、当面はそこに準拠するということになるであらう、こういうふうな農林年金を標にしてみて思うのですが、そのとおりですか。

○岡安政府委員 農林年金は、発足の経緯からいたしまして、厚生年金から分かれてまいりました。

た。厚生年金というものが現在の社会保障という考えを根幹にしてきておりますので、私も、常々厚生年金の給付水準というものをにらみながら、それと大きく劣らないような給付水準を維持したいということがまずございます。

それから、制度といたしましては、先生御指摘のとおり、国家公務員共済その他各種の共済制度とのバランスというものを制度と考えていくということ、配慮していくということが、私も農林年金を扱っておる者としていたしまして、常に考える中心でございます。

○野坂委員 両方見るといふことですね。厚生年金から昭和三十四年に農林年金は独立をしておりますね。その出発の理由は何ですか。

○岡安政府委員 従来、昭和三十四年の農林年金発足以前は、農林業団体職員はおおむね厚生年金に加入をしていただけておりましたが、農林業団体職員に置かれていた特殊性その他を考慮せまして、厚生年金から独立いたしました。できるならばより水準の高い年金制度を確立をいたしたいということを考えまして、この制度が発足をいたしましたわけでありまして。

○野坂委員 おっしゃる通りに、農林漁業というのは非常に重要である、したがって、農林漁業団体に優秀な人材を確保する、そういうような政策的なものを含めて出発をした、独立をした、こういうことですね。そうしますと、厚生年金よりもよくなるというところが大前提ですね。そうすると、私が言うように、国家公務員のほうに準拠する、という方向のほうが重点じゃないか、こういうふうにお考えなのですか、どうでしょうか。

○岡安政府委員 先ほども申し上げましたように、農林年金の給付水準と厚生年金の給付水準が比べられるわけでございます。今回の改正を御承認いただきますならば、私も、農林年金の給付水準は厚生年金の給付水準におおむね劣らないというふうにお考えしております。受給者のうち九割ぐらいの方々につきましては、

厚生年金と比べて若干低位にあるという人たちの形式的には残すと思っておりますけれども、厚生年金の給付開始の時期その他を考慮しまして、今後の余命全部の期間におきまして受け得る年金額の総体等を考え合わせますれば、私は、農林年金は厚生年金に劣らない制度であるというふうに言い得ると思っております。

○野坂委員 ちょっとかみ合わせですね。私は国家公務員といふことだし、おたくは厚生年金だと言ふ。そういう点でかみ合わせ。かみ合わせなければならぬですね。

そうすると、先ほども次官も比率の問題をいろいろと言われたのですが、いわゆる保険料の掛け金率ですね。この率は、農林年金の場合は、たしか千分の九十六ですね。厚生年金の場合は七十六ですね。そういたしますと、本人負担というものは、厚生年金は三十八で、農林漁業団体のほうは四十八だ、こういうことになってまいります。非常に高いですね。国家公務員なり、私学共済なり、あるいは地方公務員——公共企業体の国鉄は若干高いとしても、これはまあ退職金その他が違ふ。非常に高い。この前に、内村経済局長のころには高いということを認めておられた。率としてはこれが限度ではないか、私はそう思っておりますが、どうでしょうか。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、現在の掛け金率を比べますと、農林年金よりも高い掛け金率にございまして、国鉄共済があります。それ以外に農林年金よりも低い掛け金率の水準になっております。私も、やはり給付の内容を改善をいたしたいというふうにお考えしておりますが、ほうっておけば、それに伴いまして掛け金率も増高せざるを得ない。ただ、いたずらに掛け金率を増高いたしますと、組合員である農林業団体の職員の負担能力の問題にも影響いたしますので、私も、農林年金の掛け金率のうち、組合員の負担部分はなるべく上げない方向で努力をいたしたいと思っております。これは先生十分御承知のことであり、なかなか困難な問題を含んでおりますので、

今後十分検討をいたしたいというふうに思っている次第でございます。

○野坂委員 なるべく上げない方向で検討する、なかなかむずかしい、こういうことですが、厚生年金を強調され、私は国家公務員を強調し——そうすると、大体保険料率としては高位にあり過ぎるじゃないか。そこまで下げる努力はいたしますが、最高限だと思えますというふうに御答弁だろ、私は思ったのですが、これからまだ上げるのですか。

○岡安政府委員 先ほどもちょっと御答弁いたしたと思えますけれども、現在の掛け金率、これは昭和四十四年に財源率の計算をいたしました結果出てきた数字でございますが、それ以降各種の制度改正がございますし、今回も制度改正をお願いをいたしております。そういったしますと、やはり、財源率が相当上がるということも当然であろうと思っております。新しい財源計算は、私も、昭和四十九年度末現在で行ないたいと思っておりますけれども、新しい考え方をそこに導入いたしませんと掛け金率の増高は避けたいというふうに考えておりますので、これから至急くふうをいたしたいというのが私の本心でございます。

○野坂委員 上げないくふうをしたいと言われ、これから財源率の問題になるわけですが、新しいくふうというものは、一つの検討の素材として私は提案をしますが、これはいま完全積み立て方式ですね。その他は修正ですね。だから、それによって修正でやっていけば、まずそう上げなくていい。

それから、この年金は政策的なものだ、政策年金だとおっしゃったのですから、国がそういう政策をとっていく場合は、国が足らざることを負担するというのは当然だと私は思うのですよ。政策はとるが、おまえたからも金を取る、おまえたがらせ、おれはえびすさんだというようなことでは、それは政策年金として全く意味がない。厚生年金も、補助率はいま二〇%ですね。これが一八%だということでは、政策年金としての価値

がない。だから、新しい方法というのは一体どういうものなのか、片りんを示してほしい。

○岡安政府委員 掛け金率の増高をできるだけ押える方法につきましてはいろいろと検討をいたしておりますが、なかなか一長一短がございます。片りんを示せというお話しでございますけれども、ここで申し上げようところまで熟していないのが現状でございます。たとえば、厚生年金に對して国の助成は二〇%にもかかわらず、農林年金が一八%であるということはおかしいではないかという御指摘でございますが、確かに、その数字だけ比べますと、いかにも農林年金が国の側からは冷遇されているような感じがいたしますけれども、厚生年金に對します二〇%の補助に對して、その国の補助金額はどうかという点を調べたところ、また、農林年金に對しましては、一八%の国庫助成のほかに財源調整についての補助金もございまして、それらを勘案して、はたして農林年金が厚生年金よりも国の助成という点で冷遇されておるかという点は問題があると思えます。そういうような比較もございまして、要は、やはり、先生の御指摘のとおり、農林年金につきましても、組合員負担をなるべく軽減をするということが要点でございますので、抜本的なといえますが、新しい視点に立ちました方策をひとつ研究をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○野坂委員 ちょっと話は飛びますが、農林年金の目的の中に、「農林漁業団体の職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もって農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とする。」ということがあります。だから、農林年金の関係をみますと、宿泊施設等がたぐさんあります。この宿泊施設は大体十三あって、四十六年度の組合員の利用率というものは四六、四十六年度は四二・九、四十七年度は四一・七と、これは漸次減る方向を示しております。これはどういふわけですか。

○岡安政府委員 農林年金の福祉事業の一環として、御指摘のとおり、宿泊施設等の運営に對しまして、農林年金が施設その他の貸与をいたしておるわけでございます。それについて、組合員の利用が減っているのはどういふことかというお話しでございますけれども、やはり組合員のための福祉事業でございまして、組合員が有利な条件でこの施設を利用できるように、したがって、そういう条件のもとにできるだけ多数の組合員が利用できるようなことを私どもは考えておるわけでございますけれども、一つには、宿泊施設等につきましては、独立採算制をとっております。そういったしますと、組合員のみならず、組合員以外の者の利用というものを当然考えざるを得ないということがございます。もちろん、その場合におきましては、組合員優先というたてまえは貫いておりますけれども、組合員以外の利用を極力努力をするという結果から、御指摘のとおり、組合員の利用率というものが必ずしも所期のような率に達していないことは事実でございます。私どもは、施設というものが遊休化することは望ましくないわけでございまして、遊休化しない限度におきまして組合員を優先して利用させるという方向で、今後さらに、施設の利用、また施設の利用関係等につきましても、組合員に對するPRの充実というものをはかって、結果的には組合員の利用率をさらに向上させる方向で、努力をしております。

○野坂委員 他の教員とか、あるいは自治体の職員とか、そういうところでの共済でつくっておるの七〇%を割っていないですね。農林年金に限ってだんだん下がっていく。その宿泊施設の費用と農林年金の費用と比べてみますと、農林年金のほうが高いのです。約倍になります。七割方高い。なぜそういうふうになるのですか。

○岡安政府委員 その利用率の点につきましては、さらに私どもも検討いたしてありますが、一つは、農林年金の組合員は、御承知のとおり農林漁業団体の職員でございまして、やはり、休日利用

用というものが中心になりますし、また、研修会その他の利用というものが中心になります。そういったしますと、休日以外のウィークデーとか、それから研修をしない期間の研修所等につきましても、どうしても組合員以外の利用によつてきかなわざるを得ないというふうなこともあろううかと考えております。その点につきましては、先ほど申し上げますとおり、今後さらに組合員の利用率を上げるように努力をしたいと思っております。

もう一点、利用料が高いのではないかと御指摘ですが、これにつきましてはまた検討を進めますけれども、農林年金以外の共済組合等の宿泊施設につきましても、たとえば宿泊施設の運用等につきましても負担部分を掛け金に反映をさせるというふうな運営をしておることもございまして、ところが、農林年金につきましても一切そういうことはいたしていません。施設の貸与以外に独立採算というふうな運営をいたしてありますことも利用料等にはね返っているのではあるまいかと考えております。これはどちらがよろしいかという問題になるわけでございまして、これはやはり組合員のための施設でございまして、組合員の意向に沿った運営でなければならぬと思ひます。その点につきましても、さらに組合員のほうに伝へまして、どういふ方法でいくべきかというところは十分検討してまいりたい、かように考えております。

○野坂委員 私が言っておりますことは、宿泊施設の宿泊料も高い、組合員優先といつても、優先にするようなPRをやっておるけれども、入つてこない、資金が安い、なかなか行けないということ、これです。根本は、だから、そういうことをやるとおっしゃいますけれども、なぜそうなるかと言いますと、あなたがおっしゃる通りに、独立採算で、いま不足財源がある。不足だ、完全積み立てで、いまさき議論しましたね。なかなかできない。だから、これはいわずの利益差というもので、五年にわたって補てんをしておるのです。三・五五ですか、いわゆる係数でいくと十分

の五・九一かける六割は年金のほうに出す。その六割が三・五五だ。こういうことになっておるわけですね。だから、ほかのところと違って、みんなまる裸になって、出せるだけを出しておるといふ感じですね。だから、高くなければならぬ。組合員のほうの期待に沿うようにやろうとしても、これらの制約があつてなかなかできない。年金のほうにつきまなければならない。率からいくと三・五五になっていきますね。だから、こういう現状に立って、いまあなたは、不足財源というのはいま計算すると——四十九年度、再計算をしないと云いますが、どの程度あると御判断ですか。

うにお考えになって——私学の関係で県が出しておる、私学がなければ、公的な県立なり国立を建ててやらなければならぬ、だから補助をする、こういうふうになっておるのですが、農業基本法の五法等を見ましても——それからいまの見直す時代ですね、食料供給という現実の問題ですね、しかも、人材確保という問題ですね、そういう問題からして、あなたも本気で折衝された、われわれは高く評価しているんですよ。それらのネックの問題について、農林というもののについて、自治省の理解が求められなかったのじゃないかというふうなふうに思ふんですね。いま、人材確保の問題あるいは同一社会にあつて、職場環境もそう変わつていない。生産調整、技術指導、造林、植林、経営指導、漁獲指導というようにことや、その上に金融や農作物の共済をやるといふことになれば、やはり、農林漁業の振興のために公共団体等も十分目を見開いてもらなければならぬ、私はそう思つておるのです。そうしなければ、これも延べていかなければならぬし、政策年金としてできないが、自治省はそれについてだめだとおっしゃつたのですか。これから余裕がありますか。どうでしょうか。

○野坂委員 いまは四十九年に入つて、四十八年度から見れば五と五千億ですね。五千億あるのです。そうすると、数理保険料から全部率で出しまして、いわゆる利益差も出して、まあ調整費も出してもらつておる。しかも、掛け金率は一番高い。もう出さるところはないんですよ。出すところは政府以外にないんですよ。そうしなければ、あなたがいまおっしゃつたように、できるだけそういうふうな押えたいというものの、成果があらわれてこないという結果にしかならない、私はこういうふうな思ふのですが、ほかにあら手がありませんか。

○岡安政府委員 確かに不足財源はふえますし、従来どおりの計算でいけば掛け金率が増高をいたしますし、その結果、組合員の負担はふえるというところになるわけでございます。先ほど申し上げたように非常に困難な問題でございます。いま私どもは、私どもも避けて通るわけにまいらない問題なので、十分検討はさせていただきたいと思つております。

○岡安政府委員 確かに不足財源はふえますし、従来どおりの計算でいけば掛け金率が増高をいたしますし、その結果、組合員の負担はふえるというところになるわけでございます。先ほど申し上げたように非常に困難な問題でございます。いま私どもは、私どもも避けて通るわけにまいらない問題なので、十分検討はさせていただきたいと思つております。

○野坂委員 努力をしていただくと思うのです。岡安局長も、これはなかなかたいへんだというふうにお考えになって——私学の関係で県が出しておる、私学がなければ、公的な県立なり国立を建ててやらなければならぬ、だから補助をする、こういうふうになっておるのですが、農業基本法の五法等を見ましても——それからいまの見直す時代ですね、食料供給という現実の問題ですね、しかも、人材確保という問題ですね、そういう問題からして、あなたも本気で折衝された、われわれは高く評価しているんですよ。それらのネックの問題について、農林というもののについて、自治省の理解が求められなかったのじゃないかというふうなふうに思ふんですね。いま、人材確保の問題あるいは同一社会にあつて、職場環境もそう変わつていない。生産調整、技術指導、造林、植林、経営指導、漁獲指導というようにことや、その上に金融や農作物の共済をやるといふことになれば、やはり、農林漁業の振興のために公共団体等も十分目を見開いてもらなければならぬ、私はそう思つておるのです。そうしなければ、これも延べていかなければならぬし、政策年金としてできないが、自治省はそれについてだめだとおっしゃつたのですか。これから余裕がありますか。どうでしょうか。

○石原説明員 お答えいたします。

農林漁業団体の共済年金の掛け金について、私学共済と同様な形で都道府県による財政援助ができないかという点について、農林省から御相談をいただいたわけでありまして。私学助成につきましても、先生御指摘のように、現在、千分の八の掛け金補助を行なつております。これについては、考え方としては、現在、私学は、小中学校にしても、高等学校にしても、実質的に公立学校の肩がわり的な役割りを果たしているというふうな考え方では財政援助を各都道府県が行なっているわけでありまして。それ以外の各種の共済年金については、現在のところ、財政援助を行なっているものはございません。たとえば全国知事会ですとか、市長会、町村会といった地方公共団体関係の職員をもつて構成される共済組合に対しても、一切財政援助はなされてないわけでありまして。さうな各種共済年金に対する財政援助のバランスというふうなことからいたしまして、現在の時点では、農林漁業共済年金に対する掛け金補助ということは困難であるというのが私どもの考え方でございます。

○野坂委員 まあ、私学の問題についてはさういう理由だということだが、私がいま申し上げましたように、この農林漁業団体に対しては、地方自治体はいまは財源の問題がいろいろあるからむづかしいけれども、農林漁業団体の公的な色彩、こういうものですね。今日の農業の実態、食料自給率の問題、こういうことから非常に重要であるというところは、国民の声、また政府の認識するところでありまして。そういう観点に立って、財源の問題は別に、地域の私学の問題あるいは役場職員との関連の問題ということからして、同一社会にあるものと農林漁業の類似あるいは人材の確保と、自治省としては御認識できますか。どうでしょうか。

○石原説明員 農林漁業団体が地域社会において非常に重要な役割りを果たしておる。実態的に

は、たとえば町村においては、町村の役場職員と農業協同組合の職員との間の関係、その他御指摘のような考え方があると思ひます。ただ、共済年金制度に対する財政援助ということになりますと、やはり、これは他の制度とのバランス、全体的な体系ということも同時に考えてまいらなければならないのではないかと、かように考える次第でございます。

○野坂委員 他の制度といふと、ざっと大まかに申し上げて、国家公務員、地方公務員、公共企業体、私学共済あるいは厚生年金、まあこういう共済関係であります。その中で農林年金というものは地方色というものは豊かだ。他のところはスムーズにいっておる。しかも、財源は非常に異常なほど困難であるといふことはいまの議論の中でおわかりになつておると思ひます。だから、他の制度とくらひ合わせるといふこともお考えのようだけれども、他にはさう大きな問題はなない。みんなできる。しかも、修正積み立てだ。こういう関係と完全積み立て等の関係から、農林漁業の重要性、そのことだけでも御認識できますか。

○石原説明員 農林漁業が地域社会において非常に重要な役割りを果たしているという点については、私も十分認識しているつもりでございます。

○野坂委員 そういう認識の上に立てば、この完全積み立て方式というたてまえから言つて、将来修正になれば、また新たな考え方として、それらについては一ぺん検討する項だと農林省がむげに言つておるわけじゃないのです。決してわれわれは農林省の味方じゃありませんが、農林漁業という観点に立って、また、その人材確保と指導性、そういうものから考えて必要ではなからうか、こういうふうな思つておるわけですね。したがって、自治体も検討をすべき時期が来てるのではないかと、思ひますが、どうでしょうか。検討の要はありませんか。

○石原説明員 農林漁業共済年金の財政内容がたいへんであるという点については、私どもも聞いて

ております。ただ、その問題解決の手段として、地方公共団体による財政援助という形がいいのか悪いのか、これは先ほど申し上げましたように、各制度間のバランス等もあわせて考える必要があるのではないかと、かように思う次第でございます。

○野坂委員 それでは、時間がありませんから十分検討してもらいたい。この議院の中でも十分議論をして、あなたのほうに要請をしたい、こういうふうにしております。

そこで、まあいろいろございましたが、異常に不足財源もあるということもはつきりしました。しかも、掛け金もこれ以上上げられない、組合員の分はできるだけ上げない、こういうことであります。一番の問題、やはり、農協なり農林漁業団体職員というものの給料が異常に少ないということですね。これはよくわかっておると思いますが、四十七年度末の平均報酬月額というのは、地方公務員が八万五千四百七十五円、公共企業体が八万五千五百六十六円、国家公務員が七万八千五百七十四円、私学が六万七千五百二十七円、農林年金が五万九千二百四十四円、厚生年金七万二千八十一円、と、こういうことになっております。農協で言うと、単協は、この五万九千に比べて、五万五千六百三十四円と、さらに低い。異常に低いのです。この低いのをどうやって引き上げるかというのをこの前の国会でも議論したのです。非常に低い。これが一番もたんですからね。なぜこんなに低いのですか。どうしてあげればいいのか。農協の指導者なり責任者として、あなたはどうお考えですか。

○岡安政府委員 確かに、農林漁業団体職員の給与水準というものは、他と比べて必ずしも高い水準にあるわけではございません。この水準を引き上げる方策いかんということでございますけれども、これはなかなか冷たいようなことを言うわけではございませんけれども、第一は、やはり、団体自身の自主的な努力、これによらなければならないというふうに考えます。要

は、職員に対します支払い財源を確保すること、そういうような経営を実現するというところであらうというふうに考えます。ただ、私どももいたしまして御協力できますのは、そういうような健全な農林漁業団体の運営がなされるように援助をし得るということであるわけではございません。従来から主としてやっておりますのは、合併等によりまして経営基盤の確立をはかるということ、さらには、役職員の研修等によりましてその能力の向上をはかるということ、さらには、中央会の行ないます監査の助成等を通じて経営内容の改善をはかるというような方法によりまして従来も努力をしてまいりましたし、今後一そうの努力はいたしたいと考えております。

○野坂委員 大前提は自主的な努力ということですね。自主的な努力をしておると私たちは思っておりますが、していませんか。

○岡安政府委員 それは当然、農林漁業団体の管理者といましては、職員に対します給与の改善につきましまして日夜努力をいたしていると私も考えております。

○野坂委員 努力をしておるわけですね。問題は日本農政のあり方ですね。これは時間がありませんから、またあらためてあさってでもやらしてみたいと思いますが、これはあなたに直接関係はない。所得補償方式の問題なり、農産物の価格の問題なり、構造の問題なり、経営の問題なり、たくさんありますが、問題は、あなたの方のところに問題があるわけですか。私はそう思っておるんです。

去年も内村さんが合併をするのだとおっしゃったのですが、そうかいなと私も思ったんです。私は鳥取県ですが、鳥取県は五万二千八百五十六円なんです。農協団体職員の給与が、一体、いまごろ、高等学校を卒業して五万二千円で就職できるというような求人はないです。ざっと六万円以上、七万円ですね。大学は八万円ですからね。だから、これは異常なほど安い。これで人材確保です。これは全く矛盾をしていて、おかしいと思うのです。それでも、農業に愛着を持つ職員た

ちはやっておる。こういうことはぜひわかってもらわなければならぬわけですね。

私は、合併をしたらずいぶんその給与が上がるかと思つて、去年から一年回つて調べてみたんです。これは四十九年度の一月の鳥取県の実情なんです。鳥取市では五万七千二百円です。隣の国府津町というところは、たつたの二カ村合併で、小さなものですが、六万円ですよ。それから、私は米子というところにおりますが、これは五万七千円。隣の日吉津村というところは、これは村ですよ。それがたつたの一山村で七万一千九百三十八円。そこで、それは市と比べたら、市は工業が多くて農業はないという反論があると思いますが、私の郡の隣の日野郡というところなんです。日南町というところは五カ村合併です。隣の日野町というところは農協は合併していません。この合併をしていない日野町というところは四万六千六百十円。平均はこれですよ。日野町のうちの黒坂というところは五万一千二百十八円。日南町というところは四万六千六百十五円で、若干高い。合併してメリットがあつて上がったというものは、少なくとも私の資料では持たない。そんなに合併をして賃金がどんどん上がるというふうなことは、そういうことはないじゃないかというふうに、私は現実を歩いてみて思ったんですが、どうでしょう。

○岡安政府委員 私どもも、農協の合併によりまして職員の給与がどういう変化をしているかというところにつきまして、二、三の調査はいたしております。確かに、平均から申し上げますと、目に見えて給与が増高したというようなことは言い得ないかと思つて。ただ、しかし、私どもが考えておりますのは、組合の合併によりまして規模が拡大をするということ、これがやはり組合の経営基盤を確実にするゆえんであり、そういう基盤の上でなければ将来の職員の給与のアップも実現することはできないと考えております。直ちにそういう状態にないことは遺憾でございますけれども、方向としては間違っていないし、そういう方向に沿つてこそ将来の職員の給与のベースアップが可

能になると考えております。現に、私ども、現状としましては農林年金の組合員の平均給与というもの、ほかの国家公務員、地方公務員、私学、厚生年金の平均の給与と比べて著しく劣っていると思つて、去年から、最近の給与の伸び率等を見ますと、そう大幅ではありませんが、格差は縮まりつつあるというふうに見ております。私どもはこのような程度の格差の縮まりで満足いたしておりませんけれども、さらにその方向を一そう促進をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○野坂委員 私は伸び率という率はわかりませんが、たとえば、私たちがこの連休の間歩いてみて一万七千円程度うちのところは上がりました。公務員なんかは三〇%台ということになります。三万円、二万七千円、二万八千円、そういうことになると思うのです。やはり、それは当然ですよ。五十人規模の事業所、百人規模のそういう寮を調査すればそういうふうになります。農協はひとり絶対額が少ないうえに、伸び率があるかもしませんが、私は、伸び率も少ないし、縮まつてこないと確信しております。あなたがおっしゃるのは間違いないですよ。今度はそういうことは絶対間違いない、伸び率というものは大幅になつて、格差は縮まりますね、全国平均というものは、間違いないですね。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕
そういうふうな指導してもらえますか。
○岡安政府委員 そのように指導もいたしております。現に、数字の上からでは、明らかに格差は縮まりつつあるというふうなことは考えております。

○野坂委員 農協の職員というのは非常に安いので、いまも読み上げましたように、異常なほど違ふのです。四十七年度末にしても、二万五千円から三万円、また、格差は、金額としては開くんじゃないかと私は思うのです。

そういうことです。それは上がるように指導するということが、上がるために具体的にどういう指導をするかということが一つ。農政の問題

は、きょうは時間がありまけんからなかなかできませんが……。それと、人件費で非常に低いのは国が見てやる、その程度大胆な措置をやはりつつたらどうか、こう思うのですが、どうでしょうね。

○岡安政府委員 先ほども私はお答えいたしましたと思いますが、それで、国といたしまして、農林漁業団体の職員給与改善につきまして、積極的になし得る施策として現在いたしておりますのは、合併の促進とか、役員員の研修とか、監査を通ずる経営改善の指導とかという点に限られてるわけでございまして、やはり、中心は、団体の、みずからの経営改善等に対する努力が中心にならざるを得ないということをいま申し上げたつもりでございます。

それで、それが必要であるけれども、国が直接団体職員の給与について助成したらどうかというお話でございますけれども、これは、ただ単に国の負担が大きいという問題に限らず、非常に問題があると思います。やはり、農林漁業団体というものは、自主的な団体でございます。それに対して、些少なりとはいえ、国の助成が入るといことは、その点からも非常に問題があるんではないか。やはり、私どもの農林漁業団体に対して指導の態度といたしましては、自主的努力を助長する方向での援助、これは惜しみませんけれども、ストレートに資金に継ぎ足をするというところは、金の問題を離れていささか問題があるというふうに考えております。

○野坂委員 それでは簡単にやりますが、いまも局長がおっしゃったように、三十三年からの積み残し分というのをことしと来年、二年間でやることになっておりますね。それは四十五年からはずつと一五・三ですから、それまではそれぞれ二・三・八を最高として、やらない。これはいままでやったものの〇・六は入れたんだけれども、〇・四は、これは直接関係はなかったということで、今回全部一・〇やることになって、その半額だ、こういうことになったと——既裁定年金の関係ですね。いわゆる積み残し分、積み残し分と言います

けれども、まあいまはそれを是と認めたんだから、さかのぼってみると、いままでの積み残し分を残すというようなことは大体間違ひだった、こういうふうには私は思うのです。そのつど当然入れべきであった。極論を吐くと、インテキじゃないかというふうなさいえ現状では思われてもしかたがないと思うのですが、どうですか。

○岡安政府委員 インテキと言われるとはなはた私ども残念に思うわけでございまして。

ではなぜ〇・六にしたかという理由を多少申し上げたいと思ひますけれども、〇・六は、先生御承知のとおり、国家公務員のベースアップと、それから物価上昇率との差のうち、いわゆる生活給と考えられる部分、これは六割、それにつきましては改定の率に算入をいたしましたけれども、職能給と考えられる部分の〇・四、これはベースの方式はいわゆる恩給審議会方式とされて、この方式でございまして。それに対して、最近においてまるまる国家公務員の給与の上昇率をとるということによつて、現在におきます国民生活の変動に対処しようというふうにしたわけでございまして、どの程度が適当であるかということ、当時の経済情勢、また、当時の年金制度が置かれていた状態等を勘案をいたしまして、きめられるべきものというふうなことを考へるわけです。確かに、インテキと言われましても、たとえば厚生年金、国民年金等におきましては、物価スライドということで、物価だけをスライドしている方式もあるわけでございまして、私どもはそうではなくて、国家公務員の賃金のベースアップを基準といたしまして改定をするという方式をとったということで御了承をいただきたいと思います。

○野坂委員 国家公務員の賃金スライドですから、今後は賃上げでいくわけですよ。賃金の伸び率でやる。経済変動云々というところは法律にも書いてありますが、大体まあそれでいく。それでいくんなら、そのつどそのつどやらないで、ぴしゃつとこの辺でやたらどうですか。あなたもそう

思つておられるようですが周囲がなかなか許さぬ。そういう方向のほうが、いままでの実績ですから、当然そうなると思つておるのですが、もしなければならぬと思つておるのですが、どうでしょうね。

○岡安政府委員 年金額の改定につきましては、御承知のとおり、長年の実績がございまして、したがつて、それらを考へあわせますれば、今後の行く末もおのずから判断がつくわけでございまして、けれども、では、形式的に賃金スライド制を端的にこの年金に導入をしたらどうかということでございます。すべし、やはり問題は多少残つてゐる。基準とすべきものを賃金とするか、物価とするか、また、他の共済制度について問題はないかとかいうような、なお検討を要する事項がございまして、私どもとしましては、至急この点は検討をさせていただきたいと思つております。

○野坂委員 至急ということばがありました、去年も一緒のことをやられたのです。しよつちゅう局長もかわられますからね。また、あなたも水産庁長官になつていくかもしれぬけれども、かわつて、来れば、そのつどそのつど、検討します。至急に、どういふことを言われて、あれから一年です。いつきめるのですか。至急というのはいつですか。

○岡安政府委員 このスライド制は非常に長い問題でございまして、おしかりがあるかもしれせんけれども、相当の期間にわたつてまして関係各省庁間で検討してきた事項でございまして。なお、詰り残した問題がございまして、社会保障制度審議会に中間報告をいたしましたところ、自動スライド制等の基本問題につきましては、いままでの検討の成果を踏まえまして、社会保障制度審議会に中間報告を行なうというふうな情勢になつておるといふことを申し上げたわけでございまして。

○野坂委員 簡単にやります。最低保障額の引き上げの問題だけちよつと触れておきますが、今度見ますと、九年未満とか、十九年から九年とか、いろいろありますね。農林年金には直接関係

がないと私たちは思つて、より混乱してくるような気がするのですよ、大体二十年以上ということ。なぜこういうものが入つておるのか、農林年金とどういふ関係があるのか、これが一つ聞きたいし、それから、最低保障と言ひましても、新法、旧法というのがありますね。農林年金の場合、新法に切りかわつておるものは三十九年十月からですか、たとえば、岡安という人と野坂という人が、三十五年にそれぞれ三十五歳になつてから入つたとして、あなたは役場だった、私は農協だった、そして二十年たつて年金をもらつた、相手は三十二万も最低もらへる、私は三十一万円だ、こういう矛盾があります。われわれは十七年に入つて三十八年ごろにやめたということになると、私のほうが頭がよかつたのに、あなたのほうが頭が悪かつたのに、役場に入つたために年金はずいぶん高かつた、おれは少なかつたというふうな人間の矛盾がある。こういう矛盾についてはやはり直していかなければならぬと思うのです。これはどうでしょう。

○岡安政府委員 前段の御質問、最低保障額とおっしゃいましたけれども、これは絶対保障額のお話だと思ひますけれども、絶対保障額につきましては、これは恩給並びにということ、私どもは共済制度一般について対処をいたしておるわけでございまして。したがつて、私ども、退職年金につきましましては、年齢につきましての制限はしておりますけれども、給付にいたしましては、在職期間によりまして制限は退職年金にはいたしておりません。在職期間によりまして制限は、障害年金、遺族年金を恩給の制度と並びでもつて改定をし、措置をいたしておるわけでございまして。これはやはりいろいろいゝわくがございまして、共済制度の持つております他制度との並びという問題がありまして、現状ではいたし方がないというふうな思つております。

それから、もう一つ、新旧の扱いの相違、特に、農林年金と他の共済制度におきましては、新旧切りかえ時期が違つておりますので、先生御指

摘のような差も起きるかと思ひますけれども、本来、共済制度は、先生十分御承知のとおり、相互扶助の組織でございます。これを画一的に処理するといふためには、すべての共済制度をばらして、完全一本というふうな思想にもつながらなければなりません。それがよろしいか、それとも農林年金が厚生年金から別れて、できるだけ独自の給付内容の改善に努力をするという方式もあるわけで、それがよろしいか、いろいろ一長一短があるのではなからうかと思ひます。ただ、私も、全体としまして、底上げといひますか、低額の給付受給者につきまして改善をはかるという方向では一致いたしておりますので、低額者に対する給付内容の改善という努力によりまして、先生の御指摘の点はなるべく改善をしまひたいと思ひております。

○野坂委員 十一万円が二十四万円になった。それは前進だと思ふのです。しかし、考へてみると、いまもらう人は、十一万円といへば非常にわずかなものですね。一体どの程度だ、月七千円や八千円だ、こういうふうなことで最低保障だといふうなことは言えないと思ひますね。大体、最低保障額というのは、生活保護家庭といふものと比べてみると、六万円程度だけれども、これは二万円ですね、低額所得で。あの厚生年金の関係で、千円かける二十年ということでは二万円といふかっこうになっておりますね。私は非常に矛盾を感じます。それは、銀行の預金とか、あるいは子供に養つてもらうとか、あるいはその他医療の無料とか、そういうものを踏まえれば二万円だといふようなことですけれども、年金の二万円といふのをもらつておつても、年金受給者は生活保護家庭にかならないというのが慣例です。これを受けたら子供がないような場合はとても生活はできない。これが組合員の声です。だから、最低はどの程度のものか、それは議論があります。そう私は思ひますが、どうですかといふことが一つ、いまあなたと私を例に引き出して、非常に運が悪いといふことで済んでおりますが、入ると

きはそういうことは知つていない。だから、下のものを上に持ち上げてやつて、そういうことの矛盾のないようにするといふこと、言うなれば旧法と新法といふものの差をなくする。次官も、法律はむずかしいから、めんどうだからできるだけわかりやすくすると言ふが、下のものを底上げする。この方式も底上げの方式ですが、そこまで同じような人間が同じ時期でということになれば、やはりきちんとすべきだ。もうそれはいいじゃないですか、このあたりまで来たのですから。その方向で努力をするといふのは経済局長岡安さんの当面の大きな課題だと思ひますが、それに取組んで善処をされたいと思ひますが、どうでしょうか。

○岡安政府委員 先ほどもお答えしたと思ひますけれども、各共済組合制度間におきますアンバランスの是正につきましては、最低の年金受給者に対して改善措置を通じて行ないたいといふのが私どもの考へでございます。絶対保障額につきまして大幅な改善をいたしたのもその趣旨でございます。この絶対保障額は、これも先生十分に御承知と思ひますけれども、新法、旧法の差なく適用されるわけでございまして、問題は、相当引き上げたといひながら、絶対保障額の額について問題があるという御指摘もございまして。私も、今般は大幅な引き上げで努力をしたつもりでございますが、しかし、今後の経済情勢その他を考へれば、今後ともこの額につきましても検討は続けたいといふうなつもりでございます。

○野坂委員 時間がございませぬから多くを申し上げませんが、最低の絶対額、保障額といふものを上げるということではなしに、新法と年金の壁をとれと言つておるのです。たとえば国家公務員に準拠するといふのであれば、少なくとも三十四年まで引き上げない、そうすればそういうことの矛盾は解消するのではないかと申しておるわけですが、そのことのほうが人間に愛着を残さない、一応そこまで引き上げるといふことになれば大体理解ができるじゃないか、こういうふう

うに思ひますので、十分検討していただきたいと思ひます。

たいへん時間をとりましたが、先ほども一番初めに申し上げましたように、健全財政のためから、現在できるだけの出すものは出されておる、もう出すところは国しかあるまいという、こういう関係です。この関係と、もう一点は、組合員の掛け金といふものはできるだけ少なくしたい、これはできるだけ上げたくないとおっしゃつておりますから、当面できないとすれば、組合員と事業主との負担の割合の五対五といふものを変えていく。提案をするならば、七対三とする。また、国が百分の五十して、組合員のほうは二十だ、三十だといふようなことをやはりといひていく。うちのほうから修正案が出されておりますが、そういう方向が今日の現況からして正しいではなからうか、やむを得ないのではないかと、そうせざるを得ない、こういうふうには思ひます。

もう一点は、厚生省はいろいろ問題もあるやうに承つておりますが、農林漁業の団体職員といふことになれば、先ほど五十年までやつた農林中金の職員、あるいは農業信用保険協会の加入の問題等が提起をされ、議論されておりますが、これらについても、当然、そのワケを離れて、この中のほうに入つたほうがよからう。しかし、その他たくさん関連団体もある、いわゆる資金の問題もある、こういうこともございませうが、当面これらの二つの問題についてはわれわれは明らかにしておるわけですが、それらの措置はやむを得ない、適及をして保険料のほうはこつちへ継続をするわけですから、そういう措置のほうはよからう、こういうふうな考へておりますが、どのようにお考へなのかといふことを最後に聞いておきたいと思ひます。

○岡安政府委員 最初に、掛け金の、国、事業主、組合員の負担割合の変更のお話してございしますが、確かに、国の負担といひますか国の分担部分を上げれば、反射的に事業主なり組合員の負担部分が減ることは事実でございますが、どのくら

い国が持てばどうなるかという問題は、正確な財源率の計算といふものを基礎にしなければ議論ができかねるわけでございしますので、先ほど申し上げましたとおり、四十九年度末を基礎としまして再計算をいたしまして、その上で私も検討したいと思ひます。

ただ、国の負担部分以外の部分につきましては事業主と組合員が持つておりますが、この負担割合を五十、五十でなくて、別の負担割合ではどうかという御指摘でございますが、これはすべての共済組合制度並びに健康保険等の制度から見ましても異例な措置でございますので、それが適当であるかどうかは非常に困難な問題でございますので、十分検討しなければならぬ御意見を申し上げられぬ段階でございます。

それから、農林年金に新しく農林中金または農業信用保険協会を加入させてはどうかというお話してございしますが、私もそういう考へ方もありまして、厚生省その他と折衝いたしてみたいわけでございしますが、やはり、先生御指摘のとおり、農林年金の対象団体をどうすべきであるかといふことにつきましてはいろいろ意見もございまして、本法案を御提出する段階までは関係省庁との間で結論を得なかつたわけでございまして、これは引き続き検討させていただきたいといふふうに考へております。

○野坂委員 たいへん時間が経過をして申しわけないと思つておりますが、いまの発言の中で私は国が百分の五十と言ひましたが、これは百分の三十で、事業主負担が百分の五十、こういうふうな改めておきますが、言ひなれば、資源率の問題からからみても、不足財源が出てくるのは当然だと思ひます。したがって、国の補助率の百分の十八といふものは相当大幅に引き上げてもらわなければ、将来の運営に非常に支障もあるではなからうか。そのためには国家公務員のように、あるいは地方公務員のように、完全積み立て方式といふものを考へ直していかなければならぬ。さらに、一元化の問題についても、あなた自身からお

話しがありましたように、これらについても考えてみなければならぬかもしれぬ段階だと思いますが、そういう点について、さらに積み立て方式から賦課方式へという点もありますが、当面、そういう財源のために国の補助率あるいは資源率というものの補完をして、この農林年金というものを他の共済、公的年金よりも下回るものではないように——しかも、組合員の掛け金率というものは最高率に達しておるというのが実態でありますから、この軽減のために努力してもらって、そして、給付金額というものを引き上げていく、こういう方向で努力をいただきますように要望して、私の質問を終わります。

○飯谷委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 昨年の七月の十二日だと思いましたが、この委員会では、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の審議に際して、幾つかの注文を農林省並びに各関係者に出しておきました。

それは、一つは、どんなにりっぱな制度をつくっても、その中身、要するに、その団体に働いている職員の給与が低ければ実際の効をなさないというところで、何とかして給与を引き上げるように努力をしてほしいという要求をしました。それが、今日どういふような努力をされて、どういう状態になっておるのか、このことをまず先にお伺いします。

○岡安政府委員 農林漁業団体職員の給与の改善につきましては、政府としまして、まず、組合員の自主的努力にまかして、それを助成をするという方向でいろいろ努力をいたしているわけでございます。まず、経営基盤を確立するという見地から、零細規模の組合の合併を推進いたしました。その経営基盤の確立をはかること、それから、経営の内容の改善をはかるために役員員の研修を行なうこと、そして、それに対する助成もいたしております。また、運営の改善のためには、監査等を通じて、それぞれの問題点の指

摘を行なうというようなことを中心にいたしました努力をいたしております。

いわば間接的な努力であり、間接的な指導でありますけれども、中心はやはり団体の御努力によりまして、年々職員のベースは改善がなされております。現に、ここ数年間のベースの伸び率を見ましても、国家公務員、地方公務員、私学、それから厚生年金の組合員等の給与の伸び率に比べまして、少なくとも伸び率におきましては上回るような現状になっております。ただ、やはり、絶対的なベースが低いものですので、現状におきまして賃金のベースは、他の共済組合の組合員と比べますと、まだ低い現状にあることはいなめないわけでございます。

そこで、私どもは、職員の給与改善につきましましては、国としてできることは今後ともできるだけ力をいたすということをお約束したいと思っております。

○竹内(猛)委員 いまお話しがあったわけですが、先ほど野坂委員からも、国家公務員なり、地方公務員なり、あるいはそれと関連する団体との関係で、かなりこまかい給与の問題が出ております。現状の農林漁業団体の従事者をして、職員の給与の状態が多少上がったとはいえ、これでいい、こういうようなことでよろしいんだという判断なのか、それとも、いま言うような形をやったけれども、まだまだ足りない、どうしたらさらにこれが前進をするのかという点について——しかも、農林省としては、去年、農業協同組合研究をするために、内部だと思っておりますけれども、研究会を持たれてはいるはずですが、そういう中でもう少し綿密な中身の報告はできないか。この辺はどうですか。

○岡安政府委員 私どもは、先ほどもお答えしたと思えますけれども、現状に満足はしておりません。なお、これは、他の団体の職員と肩を並べられる程度には給与水準の改善が行なわれなければならないというように考えております。ただ、なかなか一挙にはいかないといううらみがございま

すので、団体自身の努力につきまして、私どもはできるだけバックアップをしたいというふうに考えているわけでございます。

その問題と農協制度問題研究会との関係について御質問があったわけでございますが、この農協制度問題研究会は、現状におきまして、農協自体の体質等がいろいろ変化を来しておりますので、農協の持つております基本的な問題につきまして、ひとつ時間をかけてじっくり検討をするという趣旨で発足をいたしているわけでございまして、もちろん、その研究の過程におきましては、御指摘のとおり、職員の問題等も対象になり得るかと思いますけれども、私どもは、むしろ、農協の成立基盤が変化しておるので、それに対応する農協組織はどうあるべきかというような基本問題を中心にいたしまして、順次問題点を詰めるというつもりで現在運営をいたしておるような次第でございまして。

○竹内(猛)委員 まず、お話しが抽象的ですね。それは大体いつころまでにその問題の結論を出そうとされるのか。先ほど野坂委員の質問の中でずっと聞いていても思ったのですが、日本の農業政策全体と農協のあり方というものは不可分の関係にあると思っております。農林漁業団体のあり方というものは不可分の関係にある。日本の農業が大いに魅力のあるものでなければならぬし、また、現在、食料の自給体制を確立して、農業を大事にしていこうという風潮がやや出てきてはおりますけれども、実際農村に行ってみて、農協の中の賃金あるいは労働力構成というものをしてみると、その周辺の、民間企業は別にしても、役場とか小中学校であるとか、そういうものと比べてもまだ低いということが目につく。だから、たとえば地域におけるところの教育、経済、行政という三位一体の中でこれが同じような方向で行けるようにするためには、農林省としても、あるいは関係者、たとえば自治省というところにおいてもやはり協力していかなければならない。仕事だけは農協団体にやらせて、金のほうについての援助は

しないということでは、自治省は実態がよ過ぎると思うのです。

そこで、今度は自治省のほうに聞きますけれども、自治省、地方の県庁がやるべき仕事を農林漁業団体がどの程度受け持っているのか。これは農林省のほうからも、両方から答弁をもらいたいと思うのですが、私学にはいろいろな事情で一定の補助を出している。ところが、農林漁業団体には、仕事は頼むけれども補助はしない。そんな虫のいい話はないと思う。聞くところによると、知事会談ではそれを拒否したという。そうしたら、農林漁業団体も県庁の仕事は拒否したらしい。そういうことになると思うのです。仕事はやらせる、金は出さない、そんなばかな話はない。その辺のかかり合いについて両方から答弁してください。

○岡安政府委員 農林省としましては、農林漁業団体が日本の農林漁業の発展のためにどれだけの力をいたしているかということにつきましましては十分評価をし、私どもの行政の運営にあたりましても配慮いたしているつもりでございます。今後農政を強力に推進するためには、農林漁業団体の援助、御協力がなければならぬ。その目的が達成できないということはお断りしております。

ただ、いませつかくお話しがございましたので、非常に具体的なこまかい点で答えをいたしますと、国または都道府県が本来やるべき仕事を金なしで農林漁業団体にまかしているというふうな事態は、少なくともそれはないというふうな思っております。もし、国なり都道府県が本来やるべきことを農林漁業団体に、これをしてくれというふうな頼んだ場合には、当然、それを実行するに必要な対価は払わなければならないし、払ってきたつもりでございます。したがって、私どもが農林漁業団体を農政推進のためにたよりにしているということと、それから、金なしで仕事をまかせたりしているというところとはおのずから違っております。

しかしながら、私もとしましては、農林漁業団体が健全に発展するために優秀な人材をそろえなければならず、そのためには、この農林年金制度の果たす役割も非常に大きいというふうには考えておりますので、私も、そういう方向で、この制度の充実に一その国としての努力はしたいというふうに思っております。

○石原説明員 私学が、地方公共団体との関連において、教育活動というもので一種の代行的な役割を果たしているという実態にあるわけですが、農林漁業団体につきましても、もちろんその地域社会において経済活動を分担するという関係にあると思います。ただ、私学の場合には、私学がもし教育をやらない場合には、公共団体が全面的にこれを行わなければならないという一種の代替関係にあると思います。

それから、農林漁業団体の場合には、行政面と経済活動面のそれぞれについて、一種の機能分担の関係に立っているのではないかと思います。先ほど農林省の局長さんから御答弁がありましたように、個々具体の事務、事業につきまして、本来公共団体の責めに帰すべきものを農林漁業団体にお願ひする場合には、それぞれ財源措置は講じられていてものと承知いたしております。

○竹内(猛)委員 それは全然金なしでやらせているとは思わない。それは思わないけれども、少なくとも、この農林漁業というものがたいへん大事な産業であり、それを高めていくという上において、相互関係というものは非常に緊密でなければならない。そういうときに、そのところに働いている職員の方々の給与が、同じ地域に働いている者から見ると著しく低い、劣悪であるというところはだれだれで承知しているわけだ。それを引き上げるということについては、農林団体のリーダーがかなり努力していることは知っているが、なお足りないというときには、何がしかの公共的なものの助成なり援助があつていいと思ふ。だから、そういう意味において、これはどう

しても確立をしてもらいたい。こういうことを私は要望したいと思うのです。

そこで、経済局長に伺いますけれども、問題は、最近の農協に働いている——この年金の中心の団体はやはり農協同組合で、三十三万八千六百八十八名対象になっていることですが、その中の労働者の職員構成ですね。男女別構成というものは大体どの程度になっているのか、平均年齢はどれくらいなのか、それはわかるでしょうか。

○岡安政府委員 はなはだ申しわけありませんけれども、男女別構成につきましては後ほどお答えさせていただきますが、年齢については申し上げますと、現在、男女平均の年齢は、四十七年で三十四・〇三歳というふうになっております。そのうち、男子の平均年齢は三十七・〇四、女子の平均年齢は二十九・〇一ということになっております。

○竹内(猛)委員 実は、年齢と同時に男女の比率をぜひ知りたいし、その平均賃金は何ほどになっているかということもぜひ知らなくちゃならない。わかりますか。わからなければ、それは調べてください。

○岡安政府委員 失礼いたしました。男女別の構成を申し上げますと、農協の職員が約三十五万人、その中で男子職員が二十一万人、それから女子が十四万人という構成になっております。それから、賃金の平均でございますが、単協におきまして、四十七年度末でございますが、男子の平均賃金六万四千六百六十九円、それから女子の平均は四万六千五百五十四円ということになっております。

○竹内(猛)委員 私は茨城県ですけれども、ある農協へ行きまして、この初任給は五万二千二百円です。この連合会は五万九千円です。また、その地域によつてこの額は違つておりますけれども、その組合の職員の数は五十三人、男が二十四名、女が二十九名、そして、そこでは、平均賃金が三十二歳で七万九千円ということになってお

りますが、問題は、この賃金も低いけれども、一番の問題は、労働力構成が女のほうが多い数がふえているということなんです。これは何を物語るかという点、女子の労働力がふえたということは、要するに、生産指導なり技術指導なりということがやりにくい状態にある。電話の交換であるとか事務の仕事はやるけれども、ほんとうに農民と一緒に生産に努力ができない状態にある。まあ、女だからできないということとは言えませんけれども、実際にやっていると見えているとそういうことです。しかも、昨年私どもは農協法の一部改正のときにいろいろ心配をしましたが、その農協の中には農協商事という商事会社が出てくる。こういうぐあいに生産のほうから販売あるいは金融という方向に移つていって、町のほうでは、農協というのはいまは商店の代替かというぐあいに批判をされている向きがある。

これではほんとうの農協同組合の使命に反すると思う。だから、いまの男女の問題にしても、二十一万対十四万を地域別に見るとはなはだ問題のところが出てくるだろうと思うのですが、これはきょうここで議論する時間はありませんけれども、この点について憂慮すべきだということについては、局長、どうですか。こういうふうな傾向については、いま私が一つの例をあげた単協の状況、あるいはその賃金の状況というもののについてどうお考えになるか、まず、それを聞きたい。

○岡安政府委員 まず、男女の構成の話から申し上げますけれども、事務を主体とする企業等におきましては、最近女子の就業者がふえているというのが一般的傾向であらうというふうに考えております。ただ、御指摘のとおり、農協には、単なる事務処理ばかりではございませんで、指導事業を中心としたしまして戸外で働くような職員を必要とする点もたくさんあるわけでございますので、おのずから男子職員の一定数は確保されなければならぬというふうに考えております。ただ、それが、もし賃金の問題等の影響を受けまして構成が変わつていくとするならば、これはやはり

り問題でございます。しかし、一般的には、農協の職員の賃金というものは低位にあることはいなめませんけれども、人材を確保するという観点から、初任給につきましては、最近においては相当高位の水準を保っている農協がふえております。現に、今回の春闘等によりまして、組合と初任給の水準等について話し合ひをした農協等の数字を見ますと、高卒、大学卒その他に分かれますけれども、初任給に関する限り、他企業に劣らないような水準を保っている農協もございいます。もちろん、これは一般ではございせん。やはり、将来の人材確保の観点からも、初任給のみならず、賃金一般につきまして、もっと高位を保てるように、私もとしましてはできるだけの協力はしてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 くだいようだけれども、農協の研究会にしまして、いつまでも慎重に調査をするということではなくて、ときどき公表をして、そしてやはり議論をして、早くこの問題を出さなければいけません。沿い得ない状態になるので、いつごろまでに一定の結論を出すつもりか、その辺をお伺いしたい。

○岡安政府委員 これは農協制度問題研究会でございますので、農協が現状のような経済情勢の中でどうあるべきかという基本的な制度を中心として、研究を行なつておるわけでございまして、なかなかむずかしい問題でございますけれども、一応の結論は五十年の三月末ぐらいには得たいというところでお願いをいたしておるわけでございします。

○竹内(猛)委員 この農協のあり方と日本の農政という問題については、別な機会に具体的な例によつて進めたいと思ふので、次に進みます。そこで、最近の農林金融をめぐる諸問題を中心にして、いろいろな問題が出ておりますが、今度の年金の問題とかかわり合ひがあることとして、昨年、私も、農林中央金庫法を改正いたしました。そして、いままでの時限立法を恒久立法に変えました。そして、文字どおり農林金融を取り

扱っているわけでありまして、この年金の対象にしても差しつかえないものだと私も思っております。これに関連して信用保証協会も加入したいというような要望を出しておられるわけでありまして、この二つの問題の取り扱いについてはどのようにお考えになっておられるのか、この点を伺いたい。

○岡安政府委員 農林年金の対象団体として、農林中金及び農業信用保証協会の加入する問題につきましては、いろいろ従来の経緯もございますが、私どもは、そういう方向で処理したかどうかという点で、厚生省ともいろいろ相談をいたしたわけでございます。ただ、政府原案として、そういう改正を御提案できなかったのは、やはり、農林中金並びに農業信用保証協会の職員とも厚生年金に現在入っております、もしこちらの対象団体にいたしますと、厚生年金を離れてこちらの年金のもとに入ることになるわけでございます。従来もそういうことがございましたけれども、問題は、農林年金の対象団体というものはどういう範囲に限定をすべきであるかというように基本的な問題等もございまして、時間の関係もこれあり、政府原案といたしましては、一致した形でもって御提案ができなかったわけでございます。私どもとしては、そうしたらどうかという考えは持っておりますが、なるべく早い機会に結論は得たいというふうに考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 いままででは時限立法であつて、場合によればつづけてしまふかも知れないというところもあつたわけでありまして、この改正をして恒久立法になり、そして、同じ建物に住んでおり、生活をしており、大体一緒にやっております。そういう形でありまして、これは当然この年金の対象にすべきものだと思われる判断をするし、ぜひこれは早急にそうすべきだということを重ねて要望すると同時に、この委員会においても、しかるべき取り扱いを、これは委員長の方でも取り扱っていただきたいということを

お願いします。

そこで、最近の農林金融について、必ずしも芳しくない傾向があらわれております。昨年私たちは農林中金法の改正あるいは農業協同組合法を改正するときに、一筋の心配をしながらも、あつてはならないということを胸に置きながら、この改正をするときにいろいろな形で注意をしながらこれに同意をいたしました。しかし、それから一年たった今日において、やはりわれわれが心配したような傾向が各地に起こつておるといふことはなほ遺憾であります。

まず、ことしの三月二十九日の衆議院の予算委員会において、福田大蔵大臣でさえも、最近の農林金融の、特に末端のあり方がよろしくないといふことを答弁をされております。そういうときに、たとえば群馬県の邑楽郡の農協の専務が土地に手を出して、去年の七月から九月にかけて十三回金を出して、六億二千三百三十四万四千五百円という不正融資をしておる。それは群馬県だけじゃない。この前には和歌山にもあつたし、まだいろいろなところにある。これは一つの例です。こういうような状態があつて、しかも、農民が必要な金を借りようとする、いろいろな制限でこれはむずかしい。ところが、そちらのほうの土地やいろいろな建設業のためにこれがいろいろな形で貸される。埼玉県にもいま現在問題になつていゝるものもあつたが、私は知っておるけれども、これはきょうここでは言わない。この問題はこの問題として別にやります。市長が農協の組合長でたいへんな問題を起しておられます。これはあとでやりますけれども、こういうような傾向に対して、すでに大蔵大臣のほうからもこれに対して一定の指導方針が出ておられますが、農林省としては、このような問題をどう把握をされ、そしてどのような指導をされてきたのか、また、これからされようとしているのか、この点はどうでしょう。

○岡安政府委員 農協の金融の問題として大別しますと、いわゆる不正事件というものと、それから、もう一つは、最近におきます金融引き締めに反しまして多少ルーズに融資しているという問題、この二つに分かれますと思っております。

不正事件につきましては、四十八年度で、件数で二十六件、被害金額で三十三億円ということ、件数では前年に比べ大幅に減つておりますけれども、被害金額ではふえるという、はなはだ残念な結果を見ております。私どもとしては、念な結果を見ております。私どもとしては、こういう事故がないようになつてから指導はいたしておりますけれども、この際、さらに不正事件の根絶を期しまして、問題は未然防止でございます。すので、あらかじめの検査、あらかじめの指導等の徹底を期してまいりたいというふうに思い、農政局を通じて、そのように県にも依頼をしております。

もう一つは、やはり貸し出しの適正化の問題でございます。御指導のとおり、大蔵大臣からあるものではあるまいかというふうな感想が述べられました。私どもははなはだ残念ではございませんけれども、そういうことは絶対でございます。言ひ切れないようなケースが確かにございます。そこで、昨年以來数次にわたつて、金融引き締め等におきまして、組合系統金融の融資のあり方というものについて通達を出し、指導もいたしております。その結果、私どもといたしましては、従来から指摘をいたしました迂回融資、また、不急不要の事業に対する融資等は押えられてきておるといふふうに思っておりますけれども、その実態をさらに調査し、指導するために、現在特別調査というものを実施いたしております。単協のみならず、県連につきましても、問題がありそうな農協につきましては特別に調査をいたしまして、その結果を現状把握すると同時に、適切な指導をするというふうな手を打っている次第でございます。

○竹内(猛)委員 指導をしているようであるけれども、これは自治省にも関係をするわけですから、自治省のほうでも注意をしてもらいたいと思

うのです。

そこで、農林省のほうに対してさらに申し上げますと、昨年末の農協の貸し出し残高は五兆四千億円で、一年前の四・七倍に達している。この間の都市銀行の貸し出し残高は二〇％減少しております。農協資金が完全な金融引き締めのしり穴をぬぐつて、それがいろいろな役割りを果たした。しかも、昨年貸し出しの追加額というものは、一兆六千八百億円のうち一兆円というものが准組合員という形で大企業の投機資金に回つていゝるものがある、こういうぐあいに指摘をされていゝる。これはまさにわれわれが去年の農協法改正のときに一番心配をしたことなんです。こういうような点については、われわれがここで農林中央金庫の職員の皆さんがこの年金に加入することを促進するといふことと、それから、農林省がこういうようなことのないように——これは中金だけじゃありません。要するに金融を取り扱っているものの責任でありますけれども、それを早急に調査をして、そして、これに対する世間の疑惑を解き、農民の信頼を得るようになければ、農協といふものはますます信頼がなくなつてしまふし、たいへんなことになるであらうと思つたのですが、この点についてはもう一度局長の答弁を求めます。

○岡安政府委員 確かに、農協につきましては、まず単協でございますけれども、単協につきましては、最近非常に貸し出しがふえて、その中で、准組合員に対する融資という形をとりまして、本来の准組合員の事業に必要な資金の量をこえて、いわゆる迂回融資という形の融資があることは否定できません。私どもは、そういうようなやり方は、農協の金融の制度の面から見ても適当ではないし、また、金融引き締めの現在の方針から適当ではないので、通達をいたしたところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、さらに今年の四月中を目途に特別調査というものをやることといたしまして、その内容は、大口の貸し出し先及びその資金使途というものを中心に調べて、法律の違反はもとより、数次

にわたります通達等に違反する事項があれば、直ちにこの是正をはかることをいたしてまいります。間もなく結果がわかることと思いますが、その結果いかんによりましてはさらに指導の強化をはかるというつもりでございます。

○竹内(猛)委員 次いで、また農協の問題に関連をしますが、去年もこの委員会の問題になりましたけれども、農協の黒字の部門というのは、そういう金融部門と販売ないし流通部門であると言われております。生産の指導であるとかその他の部門は、ほとんど赤字かとんだという形になっており、どうしても金融とか販売というようになるところに重点が行く。そのために、先ほど言った労働力の問題とこれは関係しますけれども、安い女の労働力を使って、技術者だとか専門家などを、拒否しないだらうけれども、なるべく入りにくい状態にしている。ここに問題があると私は思う。だから、農協の中で、確かに、都市近郊のように信用事業だけをやっていこうとすることがありますし、あるいはまた、都市と農村とが混合しているところでは両方をやっているところがある。農民が本来の農業で生きようという、その地域においては、実態農協というのはいへん骨を折っておるところがありますけれども、こういうように大きく言えば三つに分かれますが、この三つの農協の性格といえますが、形態といえますが、類型というか、そういう中において、どのような指導をしようとするのか。こういうことについてはこまかい調査というものがあって、そして、日本の農政の問題と結びついていかなければいけない。そのためには、先ほども話があったように、農協に人間を求めなければならぬ。これは役員に求めよというのじゃない。農協の職員の中に、将来の日本の農業を背負っていくような人、若しくは人間がたぐさん入っていくようなことではないかと思ふ。

い。○岡安政府委員 おっしゃるとおり、総合農協につきまして、部門別の損益を見ましても、利益があがっておりますのは信用部門であり、共済部門であります。はなはだ残念なことではございますが、購買部門、それから販売部門におきまして、平均的には赤字でございますし、御指摘の指導事業等につきましては、これは収支の上からは赤になるのがあたりまえということでございまして。そういう収支だけを見まして指導部門を縮小するとか、そういうことがあつてはならないわけでございます。私どもは、そういうことをしないためにこそ、総合農協におきましては、信用事業部門とその他の部門との兼営といえますが、併営を認めているわけでございます。もしそういうことがおかしきというならば、信用部門その他は独立をする、ほかの部門は付加金その他でもってまかなうというふうなことになるわけ、それは適当ではない、それこそは総合農協の理事者がいろいろ考えまして、それぞれの部門をチェックして、あるべき姿に持っていくことではないかと思ふ。ばならないというふうには考えているわけでございます。指導部門に携わっている職員が利益をあげないからといって、肩身の狭い思いをする必要はごうもないわけで、それは、総合農協としての役割りの一環として職責を全うしていただければいいものというふうには、私どもは考えております。

私も、実は、末端の農協と多少接触をした機会がございまして、末端農協の若い指導員等につきましては、自分の部門でもうけがないからといって、必ずしも肩身の狭い思いをしているとは考えておりません。要は、農協というものが地域の要望にこたえ、また、組合員である農家の要望にこたえる形ですべての事業が運用されていけば、それなりに働きがいがあるわけでございます。優秀な人材も集まるといふふうには考えております。もちろん、それだけでは優秀な人材が集まるものではございせんので、裏づけとなる給与の改善も必要ではございますが、要は、働きがいのある農協に持っていくことが、職員も含めて役職員一同の心がまえでなければならぬというふうには考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 時間でありまして、私は農林省と自治省に要望をして終わりますが、先ほどからもいろいろと質問の中で明らかにしてきたように、日本の農政というものの発展性と魅力と希望が与えられなければならないということが第一の問題であり、この場所、農林大臣がいれば、当然これを明らかにしなければならぬ。最近の新聞などを見ると、選挙の前だからああいふふうに言っているのかもわからないけれども、われわれが主張しているようなことと近いことを言いつつ出してきた。これは予算などを見なければはつきりしませんけれども、そういうことを言つて、また目先だけをこまかそうとして、これははなはだけしからぬ話であつて、予算がそれに伴えば、われわれはそれに対して承知をするけれども、そういう点において、これはなお次の課題になりまされども、まず、食料の自給体制のためにちゃんとした計画を立てて、年次の努力の目標を明らかにしていくことがどうしても必要だと思ふ。

それと同時に、先ほどから言っているように、農村に優秀な人材を確保するといふことが何よりも大事です。そのためには、いまも指摘をしたように、若い人をつらつとした青年が、技術者が、農協にあるいは農業団体に働く価値観を持つというところでなければいけません。そういうことをするためには、自治省のほうでも、先ほどから言っているように、私学にはこれに対する一定の援助、助成をしているわけですから——この農林漁業団体との関係は、これは当然不可分の関係にある。そういう関係にあるものに對して何らかの努力をする必要があると思ふ。われわれはこれをどうしても要望せざるを得ない。

農林省も、自治省とよく話をして、日本の農業発展のためにも、また、農村に有為な人材を確保するために、一定の生活水準、賃金水準というものを高めていって、学校の先生と市町村の役場の職員、農協の職員といふものは少なくとも同じレベルの生活が保障されていくのだという方向にぜひとも持っていきつてもらいたいということを要望して、私は質問を終わります。

○飯谷委員 長、この際、午後三時二十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後三時二十五分開議

○飯谷委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。諫山博君。

○諫山委員 農林年金の内容が劣悪だということ、当委員会ではいろいろの角度から論議をされてきた。社会保障制度審議会の昨年の答申、あるいはこのしの答申でも、この点はきびしく指摘されています。特に、昨年の答申は、厚生年金が今回改正されたので、農林年金受給者が著しく不利になるおそれがある、皆年金下における公平の原則をそこなうので、財政基盤の強化その他、抜本的な検討が必要である、と、こういう指摘までされていきます。しかし、これが改善されたかというのと、残念ながら、そうなっていない。ことしの法律の改正案でも、抜本的な検討とはほど遠いと言わざるを得ないと思ふ。

一般に、労働者の年金がいかにあるべきか、農林年金をどう改善しなければならぬかという点については、すでにわが党の政策を早くから公表してあります。農林省でもこの点御検討いただいていると思ふ。また、四野党の共同改正案もきよう提起されました。したがって、私は、きょうはこの問題にあまり深入りをいたしません。ただ、昨年の質問との関係で、農林省に一つだけ質問します。

昨年、私は、社労委との連合審査の中で、農林年金が劣悪ではないか、この点について、農林省

はもつと大蔵省にき然とした態度で改正を要求すべきではないかと質問いたしました。それに対して、予算要求の段階で年金への国庫補助を厚生年金と同じように二〇％に引き上げてもらうように要求したが、しかしそれは実現しなかったという答弁がありました。これも同様の要求をされたのかどうか、お聞きをします。

○岡安政府委員 今回におきましても、国庫補助につきましても、現在一八％のところ、これを二〇％に引き上げたいということ、財源調整費につきましても増額をしてもいいという要求をいたしました。

○諫山委員 その要求というのは、農林年金が他の年金に比べて内容が悪いということを認識した上で大蔵省に要求しているのでしょうか。

○岡安政府委員 比較の問題もさることながら、私どもが考えておりますのは、最近におきまます数次の制度改正によりまして、農林年金の財源率が非常に悪化するといえます。掛け金率負担が増高する方向になっておりますので、そういう傾向を踏まえまして国庫補助金の増額要求をいたしました次第でございます。

○諫山委員 予算要求で農林省が大蔵省に改善を要求したのに対して、それがなぜ実現しなかったのか、御説明ください。

○岡安政府委員 結局は、先ほど申し上げますとおり、財源率の問題でございます。いろいろ折衝いたしたわけでございますが、結論といたしましては、四十九年度におきましては、農林年金の財源再計算は行なわないということに意見が一致いたしました。そこで、今回は、少なくとも掛け金率の改定その他は行なわないということにいたしましたので、要求といたしましては前年どおりということになったわけでございます。

○諫山委員 農林省としては、大蔵省といういろいろ折衝されたと思いますが、近い将来にこの問題は改善される見通しはありますか。

○岡安政府委員 私どもといたしましては、農林年金につきましては、四十九年度末現在をもちま

して財源の再計算をいたしたいというふうに考えております。その時点におきまして農林年金の財政状況はどうであるか、それから、掛け金率等へのはね返りはどうであるかというようなことが明らかにになりました。あらためて、国庫助成の充実を含めた検討をいたしたいというふうに考えております。

○諫山委員 私は、きょうはこの問題には深入りいたしません。ただ、農林年金の内容が悪い、さらに、農林年金を適用される労働者の賃金が非常に低い、何とかしなければならぬというの、もう長い間議論されてきた問題だし、おそらく、農林省としても同じ立場ではないかと思えます。ですから、きょうは農林大臣もおられないのですが、一番早い時期にこの問題はぜひ抜本的に改善していただくということを要望して、次の問題に移ります。

午前中の質疑でも出てきたわけですが、農林年金を適用される労働者の賃金が安い、しかも、けたはずな低賃金だという点が問題になりました。農林省は逐次格差は是正されつつあるように言っておりますが、しかし、ことしの春闘の回答状況を見ても、たとえば三万円の賃上げというのがよそでは相場になっているのに、農林年金適用労働者の場合にはそういうものがきわめてわずかだということを私は現に見ています。ですから、この点もだんだん格差がなくなっていくことを農林省に認識していただきたいわけです。

ただ、なぜ労働者の賃金がこんなに低いのかという点で私たちが無視することができないのは、いま農林年金適用労働者の置かれて無権利状態です。この点について、私は昨年当委員会ですらいろいろ質問したし、さらにその後一年間たちましたから、これが改善されつつあるのかどうかというのをいろいろ点検いたしました。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕
ところが、残念ながら、労働者としての権利がまだ侵害されっぱなしであるという事実を私は認

めざるを得ませんでした。そこで、農林年金適用労働者のいわば一番多くの数を占めている農協で働いている労働者に対してどのくらい労働基準法違反が行なわれているかという問題を提起したいと思ひます。

私は、この質問をするにあたりまして、福岡県労働基準局に依頼いたしました。福岡県下の五つの農協で、労働基準法が正しく守られているか守られていないかというのを調査してもらいました。その結果は、五つの農協とも労働基準法違反があったということで、是正を勧告するという措置がとられています。

こういふ措置がとられていることを農林省は御存じでしょうか。

○岡安政府委員 承知いたしております。

○諫山委員 労働基準法違反の中で一番多かったのは、労働基準法第三十六条に基づく協定がないのに、時間外労働、休日労働をやらされたという点です。次いで、協定はあったけれども、法律どおり割り増し賃金が払われていなかったという点です。これは、私が調査を依頼した五つの農協だけではなくて、全国的に同じような状態があらわれているということが農林省の統計でも明らかになっているはずですが、その点は、農林省は認識しておられますか。

○岡安政府委員 農協の労働基準法の遵守状況でございますが、最近の状況を現在調査中でございまして、多少古い資料ではございますが、やはり、先生のおっしゃるとおり、私どもの資料の、四十二年から四十四年までの状況を見ましても、労働基準法違反の指摘の件数は累年ふえております。その内容も、福岡の農協について、御指摘がございましたとおり、労働時間の問題、休日労働の問題、割り増し賃金の問題等が主として数えられていくというふうに承知をいたしております。

○諫山委員 労働省に質問します。

いまの点は、福岡労働基準局に調査を依頼して、その結果を労働省に報告するように要請していましたが、労働省としては把握しておられますか。

か。

○岸説明員 ただいま御指摘になりました点は、福岡の基準局から報告を受けております。

○諫山委員 私は、福岡労働基準局の調査に基づいて、二、三、基礎的な問題を労働省に質問します。

久留米市の農協の調査結果であります。時間外の協定がないのに時間外労働をさせられている。そして、それに対しては、当然法律に基づく割り増し賃金を支払う義務が出てくるわけですが、実際は、男子の場合には十五時間残業したものと取り扱い、女子の場合には十三時間残業したものと取り扱い、これに基づいて時間外の割り増し賃金が計算されている。ところが、労働基準監督署の調査によると、特に労働者に聞いてみると、一人平均三十三時間ぐらいは残業しているはずだ。農協が残業したことにしている十五時間とか十三時間というのは、実際の残業時間に見合わないということが調査結果として出ていますが、労働省、御承知ですか。

○岸説明員 いま御指摘になりました久留米の問題については、必ずしも私は正確には存じておりませんが、今調査をいたしました福岡の五農協の状態については、全般的に承知をいたしております。

いま御指摘になりましたように、ただ、その超過労働をやる場合に、原則として、これはもう御承知のとおり、その実績に従って、所定労働時間を越えたものについては、これは割り増し賃金を支払うというのがたてまえでございます。ただ、現実にはその農協の場合を見ますと、少なくとも五農協について調べた結果を見ますと、いわゆる超過労働時間の記録というものが必ずしも正確に把握をされておらないわけでございます。その点に確かに問題があるかと思ひます。

○諫山委員 私は、久留米市農協だけを例にとりましたが、いま答弁にありましたように、共通してあらわれているのは、相当長時間の時間外労働がされているけれども、その実態が把握できない

い。なぜ把握できないかというと、どれだけ残業したかという点が賃金台帳に書かれていないからだと説明されています。どれだけ残業したかという点を賃金台帳に記載するというのは法律で定まっていることです。そして、記載しない者に対しては刑事罰の処罰があるという点には記載されているのに、調査したすべての農協はこの点を記載できていないのは、労働省は御承知ですか。

○岸説明員 ただいま御指摘の点については、私も承知をいたしております。

○諫山委員 私は、このたび労働基準法違反の実態を調査して、一番悪質だと思ったのはこの点です。さんざん労働者が残業している。本来ならば、この残業時間に従って所定の賃金を払わなければならぬのに、それを払わない。払わないだけではない、それだけ労働したかという記録さえ残っていない。こういう状態です。こういうことになりまると、法律に従って裁判所に時間外手当の請求をしたところで、どれだけ時間外労働をしたかという点が把握できないということから、労働者がなかなか勝ちにくいという結果があらわれてくるわけです。この点、労働省としては初めてつかんだのか、それとも、前からそういうことは知っていたのか。知っていたならば是正されていないのだとすれば、どうしてそこに問題があるのか、見解を聞きたいと思っております。

○岸説明員 農協の問題につきましては、これは、私もどなたもいたしまして、前々から順法水準のおくれている分野ということで、その他の業種とからめまして、一つの行政の重点としておるわけでございます。それで、いままでももちろん監督指導に相当に努力をいたしておりますが、また、昨年の二月でございますが、一斉に自主点検という制度を適用いたしました。順法意識を高揚する意味において、それぞれ基準法の適合状態を千九百の事業場で調べてもらったわけでありまして、その状況を見ますと、何と申しましても、使用者の基準法に関するところの知識が足らなかったり、

いろいろな面からしまして、御指摘のような、特に労働時間の問題については違反の面が目立ってわけてございます。

ただいま、超過労働について時間記録がなされておられないということですが、これは、そういう事態を把握いたしますれば、監督署では、指導をするなり、あるいは、非常に悪質なものである場合には厳正な措置をするということについては当然でございますけれども、ただ、先生も御承知のとおり、農協におきましますところの超過労働の実態を見ますと、時薪の勧誘でありますとか、あるいは電気器具の販売のサービスであるとか、こういったような問題がいろいろございまして、そういう面で超過労働時間の管理が必ずしもうまくいかないという面もあるようであります。そういう点については、その実態を踏まえて、各監督署なり基準局において十分指導をしておると思っております。今後なお一そう指導の面について十分慎重を期してまいりたいと思っております。

○諫山委員 農林省に質問します。

労働基準法第八八条では、賃金台帳の必要記載事項というのが出ています。労働基準法施行規則第五十四条には、賃金台帳には次のようなことを記載しなければならないとあって、労働時間数、延長時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数を掲げております。ところが、福岡労働基準局が調べた五つの農協は、どこもこれを完全に記載していません。これは、福岡だけの例外ではないということがいろいろ資料の中にも出てきます。こういう状態だということを農林省は承知しているのかどうか。いかがでしょうか。

○岡安政府委員 労働基準法の順守状況でございますが、御承知のとおり、農協につきましては、福岡県下のみならず、ほかの県におきましても相当の違反といえますが、規則どおり行なわれていない現状にあるのではあるまいかというふうな私どもは考えております。そこで、私どもは、この原因につきましては、やはり、農協の管理者が

必ずしも労働基準法の内容に明るくないということとであろうというふうな考えまして、かねてからその指導に力をいたしているところであります。

○諫山委員 私は、具体的に問題を提起いたします。

賃金台帳に、どれだけ労働したか、どれだけ労働時間、時間外労働をしたかという点を記載するというのは、労働基準法のイロハです。これがほとんど記載されていない。この状態がとんでもない悪い状態であるというところは、もう異論がないと思っております。これは、是正しようと思えば是正できることだと思っております。お金がないと正できないというような性質のものではありません。これは是正させますか。

○岡安政府委員 農協が、労働基準法であれ、ほかの法律であれ、法律違反の状況にあるということは適当でないわけでございますので、私どもは、一日も早くそういう違反の状態を解消するように指導はいたしたい、かように考えております。

○諫山委員 一般的な答弁というのは、包括的である反面、あまり効果があがってこないものです。労働基準法違反がないように指導しますと言ったところで、私は、改善されなれないと思っております。私が具体的に問題提起をしたのは、賃金台帳に法律どおりのことを記載させるのか、こういうことです。いかがでしょうか。

○岡安政府委員 あまり具体的な御答弁をしなかつたのは、先ほど労働省の方からお話しがございましたけれども、法律違反の状態は当然解消しなければならぬと思っておりますが、農協職員の勤務の状態というものが一般の企業とは必ずしも一致していない。やはり、相手が農家であり、農繁期に組合員のところへ行くというような場合には、正規の労働時間といえますが、昼間では間に合ななくて、仕事が終わってから行くとか、不規則な勤務にならざるを得ないわけでございます。そういうような勤務の把握のしかた等にも困難性があるというところが、いま先生御指摘の、労働基準法

の賃金台帳の整備といえますか、勤務時間の記入といえますか、それが正確に行なわれていない理由の一つではあるというふうな考えをしておりますので、かりにそういうような問題があるとするならば、そういう勤務時間の管理の方法というものをあわせて指導をさせないと、御指摘の点につきましても違反状態の解消ということにはならないと思っております。そこで、私どもは、そういう点もあわせて指導をいたしたいということを申し上げておるわけでございます。

○諫山委員 農協の業務の特殊性を強調されました。私も、特殊性があることは知っております。しかし、労働者が何時労働したかということを帳面に書かないというのは、これはもう労働基準法違反の一番悪質なものですよ。それは、農協の業務の特殊性からあまりきびしく追及しなくてもいいという立場ですか。

○岡安政府委員 いや、私は、農協は特殊性があるから基準法違反があってもいいというふうにお答えしているわけではございません。そうではなくて、先ほど申し上げましたように、農協の管理者につきましましては、労働基準法の内容についての理解が足りない点があり、それが結果的に相当多数の法違反状態を生じているというふうな思いをしますけれども、それとあわせて、具体的に法律を守る場合の困難性があるのではあるまいかというところを申し上げておるわけでございます。そういう問題につきましましては、こういうふうにしるということもあわせて指導いたしませんと、なかなか実効は期しづらいという点を指摘しているわけでございます。

○諫山委員 労働省に質問します。

いまの問題は、農協の業務が幾らか特殊性があることは私もよく知っています。しかし、だからこの法律を守る点であいまいさがあつていいということになりましようか。いかがですか。

○岸説明員 先ほど私が申し上げたことも、ただいま農林省の局長が申されたことも、これは法律の違反があつていいということを申し上げておる

わけじゃございません。これは、基準法の規定を守って所定の措置をしようというところは当然でございますけれども、ただ、事実の問題として、労働時間の把握が非常ににくいという業種はほかにもあるわけでございます。そういう面について、私もどうしても今後十分指導をして、そして、法律の規定をきちんと守ってもらうというふうにやっていく必要があると思います。

○諫山委員 私は、賃金台帳のことをまず問題にしましたが、これはいつごろまでに守らせるということが言明できますか。本来なら、これは、そういうことなしに、直ちに法律どおりにやるのがあたりまえのことなんです。しかし、いまの農林省と労働省の答弁では、直ちに法律どおりやらせまうとかなかなか言いそうにありませんから、いつごろまでにこれを正しますか。私は別の機会に質問しますから、期限を定めて答えてください。○岡安政府委員 私も、先ほどお答えいたしましたとおり、一刻も早く法律違反の状態は解消しなければならぬと思っております。したがって、私もどうしてもしては、できるだけ早くそういう状態の解消のための指導その他をいたしたいと思っております。何月何日まですべての農協について労働基準法違反の状態をなくすというようなことをお答えするわけにはまいらないわけでございます。私もできるだけ早くそういう努力をいたしますので、そういう点で御了承いただきたいと思っております。

○諫山委員 私は、なぜこの問題を強調するかというところ、この問題がいまいにされている限り、ほかの労働基準法違反の問題も解決しないからです。たとえば、時間外労働を止める。これは明らかです。しかし、それに十分な手当が払われていない。これも共通しております。それでは、どれだけの手当が払われれば法律どおりになるのかというのをきめるのが賃金台帳です。ところが、この賃金台帳に肝心のことが書かれていませんから、労働者にしてみれば、権利の主張のしようがないということになります。

そこで労働省にもう一ぺん聞きます。私は、久留米市の農協の例をとりましたが、労働基準監督署の調査に基づくと、男子の場合には、実際は一カ月に三十三時間ぐらい時間外労働をしていなければならない。実際は十五時間分の残業手当しか払われていない。これは法律違反でしよう。そうでしょう。いかがですか。

○岸説明員 もしも、先生がおっしゃいましたとおり、三十三時間やっておるにもかかわらず十五時間分だけ切っておるということでございます。それから、法律違反でございます。

○諫山委員 その場合に、労働者は、農協に対して、どういう権利なり請求権を持っていますか。○岸説明員 これは当然基準法の違反でございます。それから、私どものほうにいたしましては、是正を勧告いたしまして、もしも勧告どおりに是正をされないという状態が明らかであれば、所定の処罰をする、こういうことになります。ただ、労働者として、当然これは労働をしたにもかかわらず賃金の不払いがあるわけでございますから、これに対しては、勧告に従わないという状態になります。と、民事的にそれを確保する、こういう方法になるわけでございます。

○諫山委員 その場合に、賃金台帳に残業時間が記載されていないときには、労働者の権利は完全に守られますか。○岸説明員 その点が御指摘のとおり非常に問題な点でございますけれども、やはり、明らかに三十三時間やったということが別のいろいろな証拠から明確になれば、これは当然いゆる基準法に対する訴追なり、あるいは民事上の請求権というものは確立されると思っております。やはり、賃金台帳に記載をされるということが法律で定められている義務でございます。必要なことだ、かように思います。

○諫山委員 農林年金に關して、農林年金適用労働者の賃金が非常に安いということが大問題になっております。それは、農協の経営がどうかとか、合併がどうかとかいうような議論とは別に、こ

いうところでも労働者の権利がじゅうりんされている、これが低賃金の一つの原因になっていると、いうことを農林省はいま理解していただけたのか、どうですか。

○岡安政府委員 農林年金の組合員につきまして、標準の給与という体系をとっております。で、標準給与の中には、おっしゃるような手当が入る。したがって、正規の手当が支払われていないという場合には、それが給与に反映し、格下げである標準給与にも反映をするということはお説のとおりだと思います。ただ、私が考えますのは、基本的には、農協なりその他の農林漁業団体の経営基盤というものがしっかりしませんが、支払いたくても給与を支払えない、給与のベースアップをしたくても十分なベースアップができないということがございます。したがって、私もそういう基本的な点に着目いたしまして、農林漁業団体の体質の改善といえますか、経営基盤の確立をはかるということを推進したいと思っております。

○諫山委員 局長の答弁を聞いていますと、労働基準法の本質について理解がきわめて薄いと思えます。労働基準法というものは、人を雇っている人が人に仕事をさせる以上、最低これだけのことはしなければならぬ、これだけのことをしなければならぬ、これが労働基準法の本質です。このためたてまえをほんとうに理解するならば、いまのような答弁は出てこないと思えます。やはり、法律どおりに労働者に支払うべきものは支払われる、そして、少しでも低賃金をカバーするというのが当然じゃないですか。

そこで、私は、いま、労働者に対する労働時間が正確に計算されていない、むしろ記録さえされていないという問題を提起しましたが、もう一つ重大なことは、時間外手当を払う場合の計算のしかたが誤っているということです。労働基準法に従って、時間外労働をした場合に時間外手当を計算する基礎賃金というのが法律で定められていま

す。労働基準法では、割り増し賃金の基礎となる賃金——これは本俸だけではありません。家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、その他臨時に支払われた賃金以外すべて割り増し賃金の基礎となる賃金に包含さるべきだ。これはいわば労働基準法の常識だと思えます。ところが、このとおり時間外手当が計算されている例がほとんどないんです。福岡市の東部農協を調べてみますと、ここには、本俸のほかに、職務手当、資格手当、出納手当、集金手当、さまざまな諸手当の制度があります。ところが、時間外労働に対する割り増し賃金は、本俸だけを基準に計算している。ということが労働基準局の調査で明らかになっております。そういう状態だということは、労働省は報告を受けましたか。

○岸説明員 五農協のうちで、三農協に割り増し賃金の計算について問題があるというこの報告を受けております。

○諫山委員 その三農協は、どここの農協なのか、さらに、割り増し賃金の計算に違法性があると言っているのは、いま私が指摘しているような問題だったのか、お答えください。

○岸説明員 この三農協のどこであるかというところは、私は正確に把握いたしておりません。ただ、違反の状況につきましては、ただいま先生が御指摘になったとおり、諸手当が算定基礎に入されていないものが一つ、もう一つは、時間数に關係なく定額で割り増し賃金をきめておる、こういう点がございまして、いずれもこれは基準法違反でございます。

○諫山委員 農林省に質問します。時間外労働に対する手当を払う場合に、本俸だけで割り増し賃金を計算してはいけないうことは、私は前年この席で質問したことがありますが、そして、農林省も、もちろんそれはいいないう立場からは正を約束されているはずですが、ところが、実際は本俸だけで割り増し賃金を計算している。これは一種の詐欺だと思えます。法律では、本俸以外の諸手当も割り増し賃金を計

算する基礎にしろということになっていくのに、ほかのものを算入しない。当然、割り増し賃金というのはそこで削られるわけです。こういう状態は農協の特殊性だから云々という問題ではないと思います。労働者をだましていくという事か、ばかにしているといふ事か、そういうことになるのでしょうか。どういふふうには正されませんか。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、割り増し賃金の支払いの基礎になります。俸給の計算につきましても、御指摘のような法令の条項に従ってなされなければならぬわけでごさいます。これはもしそうならないければ法律違反でございします。一刻も早く正されなければならぬ。私どもはそういうことも——これはまあ悪意でやったとは思いたくないわけでごさいますけれども、そういう法令に対する理解が十分でない農協がたたくさんあるということにつきましても、反省もし、至急是正方を指導したいというふうに考えております。

○諫山委員 悪意でやっているとするれば、詐欺かどうぼうということになります。悪意でないとするれば、適切な行政指導をしていなかった農林省にも責任があるということになるわけですが、特別通達を出してでも、こういう誤りが一日も早く是正されるように行政指導していただけますか。

○岡安政府委員 労働基準法のみならず、すべての法令につきましても、農協は厳正にこれを守らなければならぬわけでごさいます。私どもはそういう指導は一般的にいたしておりますが、特に、労働基準法につきましても、すでに、四十七年の二月にも、先生がおっしゃったような趣旨の通達をいたしてございします。さらに、全国的な指導の立場にある全国農協中央会等に対しまして、その旨を指示いたしまして、系統の上部機関を通じて、一日も早く是正されるように指導いたしておるところでございます。

○諫山委員 労働省に質問します。さっきの割り増し賃金の計算のしかたの誤りについて、基礎賃金の取り方が間違っていたという

ことのほかに、いわゆるどんぶり勘定で割り増し賃金を支払っているという例があったはずで、これは、労働基準局の調査によれば、豊前市農協でやられている。たとえば相当長時間の残業がされているけれども、残業手当としては、七月に三千円、三月に七千円、合計一年間に一万円を全員に支払っている。これは労働基準法違反だということでは正を勧告したと聞いていますが、そういう報告が上がってはいましようか。

○岸説明員 具体的にたゞいまおっしゃったような正確な形で私は承知はいたしておりませんけれども、ただ、定額で定めておるということになります。基準法では実績に従って支払わなければならないわけでごさいます。定額で定めておる場合でも、最低保障として、たとえば実績がそれより低くてもその額まで支払うという場合には、これは基準法違反にはならない。けれども、実績が上回っているにもかかわらず、その定額でもって、残余の分についてはカットをするということになります。これは基準法違反になる。本件の場合につきましても、所轄の監督署におきまして是正勧告をいたしておるわけですから、明らかにこれは違反であるというふうに考えております。

○諫山委員 この農協のやり方がどんなにひどいかという一例ですが、豊前市農協に営農指導員という人がいます。この人は時間外労働が非常に多いそうです。きちんと時間外労働を計算しますと、時間外労働に対する賃金が本来の賃金と同じくらいになる。そのくらい長時間の時間外労働をさせている。そこで、これでは割り増し賃金が多過ぎるから、この人にも一年間に一万円しかやらないというのです。法律どおりに計算すれば、営農指導員の賃金に相当するくらい割り増し賃金というのですから、おそらく百万近い賃金を払うということになるのではないかと思います。ところが、たった一万円でごまかしている。これが今度の調査で出てきて、これは一番悪質だと労働基準局も言っております。

と私は思いますが、こういう状態をどうされますか。こういう状態を放置しておきながら、農林年金適用労働者の賃金が安い、何とかしなければならぬと言ったところで始まらないと思いませんか。いかがでしょうか。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、正当に計算されて支払うべき賃金につきましては、支払うべき賃金があったりまえでございします。ただ、それが支払われていないというの、いろいろな事情があるというふうにごさいます。私どもは、少なくとも労働基準法違反の状態は一日も早く解消したいというふうにごさいます。

○諫山委員 労働省に質問します。いま私があげた営農指導員の点は、かつて福岡労働基準局が、これは間違っているから改めなさいと勧告をして、一時改めたことがあるそうです。しかし、またもとに戻っているという状態が報告されているはずですが、こんな問題に対して、労働基準法を守らせなければならぬあなたたちとしてはどうするのですか。放置しておくのですか。

○岸説明員 ただいま御指摘になりました具体的な問題については、福岡の労働基準局におきまして、事実を十分調査をして、しかるべく措置をすると思ひます。私どももいたしましては、農協の全般の処罰をするということではなくて、むしろ、基準法の順法をきちんとやらせるということのために鋭意指導をしているわけでごさいます。ただ、御指摘のように、いままでの実績から見ましても非常に問題のある点がございします。四十八年におきましては、私どもは、約六件、農協につきましても、基準法違反として、これは処罰の対象といたしますが、検査庁のほうに送致をいたしております。したがって、悪質な違反を合理的な理由なくあえておかすという場合については厳正な処置をいたしたい、かように思ひます。

○諫山委員 私も、処罰をすれば事が解決すると思っております。ただ、この一連のケースを見ていいますと、労働基準法を守らなければならぬんだという意識が使用者側にほとんどないのじ

やないかということをおぼえておるのです。なぜかという、豊前市農協では、労働者が数年前から時間外手当を払う制度をつくってもらいたいという要求を出しているそうです。時間外手当を払う制度をつくってくれという要求というのは、漫画みたいな要求です。もともとこの制度は法律にあるから。ところが、これが守られていないから、こんな前時代的な要求が出てくるを得ない。しかも、労働者がこの要求を提起したのは五年前です。しかるに、いまなおこういう状態だということですから、労働省はときどき調査はしているかもしれないけれども、ほんとうに守らせるといふ努力をしているんだらうかというのを疑問に思ったわけです。処罰以外の方法としては、どういふ方法で守らせていきますか。

○岸説明員 おっしゃいますとおり、ただいまの問題でございします。一たん是正をいたしまして、その後再度そういうことをしておる。これは確かに問題がある事業所だと思ひます。この事業所については、福岡の基準局でしかるべく措置をするだろうと考えております。

ただ、全般的に申しまして、私どもとしても非常に苦慮しておりますのは、順法水準の低い農協を含めましていろいろな業種については、諸般の事情もあらうと思ひますけれども、なかなか是正が確実に行なわれにくい。そこで、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、一定の時点を超えて、特に問題のあるような府県については自主点検という方法によって違反の状況を把握いたしまして、集団指導その他いろいろな方法でこれらの順法水準を高めるような努力をいたしておるわけでごさいます。また、個別的な監督指導によりまして、問題のあるところについては十分指導をするともに、勧告に従わないところについては厳正な措置をする、このような方法で農協におきましても基準法違反の絶滅を期していきたい、こういう努力をしておるわけでごさいます。

○諫山委員 以上、私は、労働時間、時間外労働、それに対する残業手当の支払いなどを中心に

議論してきましたが、もう一つ私が気づいたのは、女子労働者に対する労働基準法違反が非常に多いということです。

たとえば、今度調査してもらった光友農協というところでは、女子に対して一週間六時間以上の残業をさせている例がある。そういう残業をした女子労働者が三名いた。一週間に十時間残業させられた女子労働者もいた。これは問題だと指摘しているのですが、いまの点は法律的にどうなりましょうか。

○岸説明員 御承知のとおり、女子につきましては、たとえ三六協定で協定をいたしましても、一日に一時間でございますが、それから、一週間で六時間、それから、年間で百五十時間、これ以上こえまして時間外労働をすることができないというふうになっておるはずでございます。

そこで、それをこえて残業するということは明らかに基準法違反でございますが、ただ、これは特例がございまして業種によりましては、それをこえて残業をすることができるようになっております。

○諫山委員 私は、特殊な業種について言ったんじゃない。ごくあたりまえの仕事をしている女子労働者のことを言いました。

さらに、同じような違反は筑豊農協でも発見された。ここでは、決算の時期に女子労働者に午後十時以後まで仕事をさせているということが指摘されています。さらに、福岡市東部農協でも、実際は女子労働者が一日三時間から四時間ほど時間外労働をしているだけけれども、賃金台帳にそれが記載されていないから、詳細は把握できないということが記載されております。

五つの農協を調査して、三つの農協で女子労働者に対する労働時間違反というものが発見されたというところは、違反の率が高過ぎると私は思います。こういうことは全国共通にあらわれていて、こういうことが昨年の論議でもあらわれてきているわけですが、労働省、いかがですか。農協における女子労働者の基準法違反です。

○岸説明員 全国的に自主点検の結果を見ましても、女子に関する記録が必ずしも正確ではございませんけれども、全般的にそういうような違反があるという報告は、これは各局から聞いております。特に、今回福岡で調べました事例によりまして、決算期におきますところの女子の過度の残業、あるいは有線放送業務に従事しておる労働者の残業問題ということが問題になっております。

○諫山委員 農林省に質問します。

女子労働者に対しては、労働基準法上特別な保護がされているというのは御承知のとおりです。そして、農協で女子労働者の数が非常に多いということも御承知のとおりです。ところが、きわめて初歩的な労働基準法違反が女子について行なわれている。たとえば午後十時以後まで働かせる、あるいは一日に二時間以上も残業させる、こういうことはいくらか忙しくてもやってはならないことです。こういうことを女子労働者には今後やらせないという約束をいただけますか。

○岡安政府委員 私どもの調査におきましても、先生御指摘の女子職員についての休日労働に関する規定違反の事例は、それ以外の労働時間に関する問題、割増し賃金に関する問題、安全衛生基準に関する問題について多いようでございます。私ども、この問題につきましても、基準法違反の事態は一日も早く是正をいたしたいと、かように考えております。

○諫山委員 このくらいなことではやめさせようと思えばすぐできるんじゃないですか。農協の特殊性というだけでは通らないと思います。決算期が忙しいというのはどの会社だって同じことです。どこの銀行だって同じことです。ところが、忙しいから真夜中まで女子に働かせる。これはいかぬのだというのを農協の経営者に教え込むことぐらい簡単じゃないですか。これは直ちに是正しますという回答は出てきませんか。

○岡安政府委員 そういう違反が多いということは、農協の管理者の側におきまして、やはり、認識不足といえますか、基準法に対する理解が不足

している結果だろうと思っております。したがって、何よりも早く基準法の趣旨の徹底をはかりまして、おっしゃるような事態が一日も早くなくなるように努力をいたしたい、かように思っております。

○諫山委員 一日も早く基準法どおりさせると言いますが、ほんとうにそうなりますか。私はまた調べて聞きますよ。私は、今度の質問のときに福岡県の農協に行きました。ところが、農協のビルに大きなたれ幕が下がって、二つのスローガンが書かれています。一つは、大幅賃上げを戦い取るというところ、もう一つは、労働基準法違反をやめ

てもらいたいということ、賃上げと並んで、基準法違反をやめてもらいたいというのが、二大要求としてたれ幕で下がっているのです。農協の理事者の認識不足だろうと言われますけれども、同時に、私は、農林省の指導力不足ということも反省してもらわなければならないと思います。ほんとうにこういう問題は是正してくれませんか。もっと確信のある答えをしてください。

○岡安政府委員 先ほどもお答えしたと思いますが、けれども、私どもは、労働基準法違反の状態を是認しているわけではございません。一日も早くそういう状態が解消されなければならないというふうに考えておりますが、先ほど、ではいつまでに全部解消するかという御質問に、私が、何月何日までに解消いたしますと答えることはできないと申し上げましたとおり、これは農林省の指導力が不足していると言われればそれまででございますけれども、私どもは、そういうことがないよう

に努力をするということをお約束する以外には、すべての農協に直ちにやめさせて、それが実効がいつ出ます、一件たりとも違反はなくしてみえますというふうにお答えしたいわけですが、なかなかそうはいかない状態でございます。一言つけ加えさせていただきますと、私どもも

いたしましては、まず、第一に、法律違反の状態というものは根絶しなければなりません。しかし、農林省としては、それだけでは足りないわけ

でございます。法律違反がないという状態にするには、そういう適正な労働に對しまして適正な賃金を支払わねばならないと、金が必要なければそういう労働をさせないということでも法律違反の状態は解消されるわけでございます。私どもとしては、やはり、必要な業務はしていただきまして、ただ、それに対して適正な賃金の支払いができるように農協の力をつけるということもあわせて努力しなければならぬ、そうすることが農協におきます労働基準法違反を根絶するの、遠回りでありまして基本的な問題であろうというふうに考えているわけでございます。

私どもは、何も法律違反の状況を是認するわけではございませんで、それが基本的に解消されるように努力をいたすつもりでございます。

○諫山委員 農協で共通にあらわれている特殊な労働基準法違反というのは、私は、金融とか購買に対する推進活動の取り扱いだと思っております。福岡労働基準局が、昭和四十三年十一月一日から十一月十日までの間に基準法違反を調査して、報告書を書いておられます。それで、一番多い違反の内容としては、金融、購買事務などの推進業務が協定なしにやられている、時間外労働手当が払われていない、と、こういう点があげられているのですが、この点は現在も全く是正されていないという報告を聞きました。労働省、この点はいかがですか。

○岸説明員 ただいま御指摘になりました基準局の調査はそのとおりでございます。現実、現在の時点で調べましても、五農協に関する限り、そういう問題があるということは間違いないでございます。

○諫山委員 それは休日、時間外労働協定がなければそういうことはさせてはいけません。また、そういう仕事をした限り、労働基準法に従う割増し賃金を払わなければならないんだということが勧告の前提になっていると思いますが、そう聞いていいですか。

○岸説明員 これは事実の認定にかかわる問題で

ございまして、その農協の貯金の勧誘、あるいは電気機器等のセールスについて、全部がそうであるという事は一がいには言えないと思ひますが、ただ、現在、福岡で調べました範囲で言いますと、明確な残業の指示というものが無いものもございすけれども、中には、そういう全体の条件から見まして、時間外にそういう労働を命じたと見られるようなものもございす。したがういして、そういう明らかなものについては、これはもう当然法所定の諸手当を払わなければならぬ、残業手当を払わなければならぬ、こういうことになると思ひます。

○諫山委員 それはたまたま幾つかあったというのではなくて、昭和四十三年の調査に基づきますと、六十四の事業所を調査した中で四十一の事業所に対して、協定なしに金融、共済の推進活動がやらされていた六十四の事業所のうちに、三十六の事業所で、一日に二時間をこえる購買事務がやらされてた、こういう指摘になっているから、きわめて広範囲に労働基準法違反が行なわれていたという指摘になるはずですが、そうなりますか。

○岸説明員 この四十三年の調査によりますと、これは六十四の事業場を調べまして、そうして是正勧告書を交付したものが六十四でございすから、これは一〇〇%何らかの基準法の違反があったわけですが、ただ、具体的に三六協定の締結なくして行なわれているという数字については、必ずしも明確になつておらないと思ひます。

○諫山委員 この数字に書いてあるじゃないですか。「同条の協定がなく時間外労働をさせていること、備考 金融、共済係」、これは四十一事業所です。

○岸説明員 失礼いたしました。御指摘のとおり、そう書いてございす。

○諫山委員 そうすると、福岡県で行なわれているいわゆる推進活動というものは、正規な労働時間として見るべきものであるから、時間外協定が

必要だ、推進活動をやらしたときには、これに見合うだけの時間外手当を支払わなければならぬのだということが労働基準局の立場になつてゐるはずですが、そう聞いていいですか。

○岸説明員 四十三年当時の調査は、私、たゞいま手元にございすけれども、ただ、具体的なこまかい事実について私は必ずしも承知しておりませんので、そういうふうな断定はできませんけれども、ただいま、この福岡の基準局からの報告書によりますと、四十一件があるというふうになつておりますので、当然、論理的に、前提としてはそういうことになると思ひます。ただ、それは、金融、共済事業の中でも非常に明確に時間外労働をつかめるものと、それから、たゞいまのようないものが区別があるところの勧誘事務と必ずしも正確に私のほうからお答えすることはできないと思ひます。

○諫山委員 農林省にお聞きします。

いわゆる推進活動というものが、実質的には労働時間外に行なわれている、時間外労働と見るべきものだという事を私は昨年の委員会でもいろいろ論議いたしました。これは福岡労働基準局の調査あるいは勧告でも同じ立場になつてゐる。だとすれば、福岡だけ特殊なことがやられてゐるわけではありませんか、いわゆる推進業務というのは労働時間外にやるわけですから、法律に従つて時間外協定が要するんだ、そういう仕事をさせた場合には法律に従つて時間外手当を払わなければならぬんだという事をきもって徹底して行政指導すべきだと思ひますが、いかがですか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、農協共済とか、預金等の勧誘の業務その他農協事業推進のための業務が時間外に行なわれるという場合には、一般的には、おっしゃるとおり、やはり、時間外勤務としまして、時間外の手当を支払われるべきものというふうな考へております。

○諫山委員 この問題で、私は、農協の労働組合の人といろいろ話し合ひをしました。農協の運営

のために推進活動が必要だということはたいいてい人が認めております。ただ、それを強制するのじゃなくて、法律に従つてやらしてもらいたい、また、そういう仕事をやる以上は、ちゃんと労働時間として取り扱つて、それなりの手当を払つてもらいたいというのが労働者の要求です。これは当然のことだと思ひますが、なぜこの点がままなお是正されないのか、あるいはどういう方法でこれを是正しようと思ひてゐるのか、農林省の決意を聞きたいと思ひます。

○岡安政府委員 先ほどもお答えしたかと思ひますけれども、私も、四十七年に労働基準法の順守につぎまして一般的に通達を出すと同時に、全国の団体である全国農協中央会及び全国共済農業協同組合連合会に對しまして強く指示をいたしまして、趣旨の徹底方を依頼したわけがございす。それを受けて、農協中央会におきましては、各都道府県の農協中央会の担当部長を對象にいたしまして、経営改善対策の研修の一環として、労働関係法令の研修を行ない、それを通じて、労働協約の職員の労働条件の適正化につとめておるところでございす。また、全共連におきましても、農協共済の推進方針につぎまして検討を重ねた結果、労働基準法関係につきましては、まず、各農協が時間外の推進を実施する場合に必ず三六協定を労働組合と締結すること、二番目には、時間外手当の支給を必ず行なうというようなことを内容とした方針を決定いたしましたので、下部のほうに現在その徹底をはかつてゐるところでございす。

○諫山委員 共済の実態について、福岡県農協労働組合が二千八百人を對象にアンケート調査をしてゐます。これを見ると、「時金共済でノルマを持っていますか」という質問に対して、「持っています」と答えた人が七四%、「持っていない」と答えた人が二六%です。「事業推進があるから農協をやめたいと思つたことがあるか」という質問に對して、「ある」と答えた人が六五%、「ない」と答えた人が三五%です。事業推進というものがど

のくらい重荷になつてゐるかということが、この統計でわかるわけですが、何しろ、日曜日とか時間外に仕事をさせて、ろくに賃金も払わないというのであれば、だれだってこういふ氣になるのはありがちなことだと思ひます。そして、これは、是正しようと思へば、たとえば時間外協定を結ぶという事は簡単なことですね。労働組合は一方的に押しつけるのではなくて、自分たちと相談した上でやつてもらいたいと言つてゐるわけですが、具体的に三六協定を結んでやらせるという要求になると思ひます。この程度のことば、農林省なり労働省が本氣で是正しようと思へば是正できるはずだと思ふのですが、やはり、なかなかむずかしいのですか。農林省、どうですか。

○岡安政府委員 結果を見て、労働基準法違反の事例が相当多数あるとか、三六協定が必ずしも結ばれていないということを御指摘になつた場合、それは農林省が本氣になつてやつていないのじゃないかというおしかりを受けます、はなはだ答えにくいわけがございす。私、私も一生懸命やつておるつもりでございす。ただ、先生も御指摘のとおり、農協の事業というものは、通常の企業とは異なりまして、時間外または休日の労働を必要とするような部門をなかなか数多くかかえておるわけがございす。そういう事業体にあつては労働基準法違反があるという事は、私どもははなはだ残念であり、直したいと思つておりますが、何せ数も多いということもございすし、また、理由にはなりませんけれども、経営基盤が非常に悪いということもあるでしようし、結果的にはなかなか違反があとを断たないという事態が発生してゐるわけがございす。だから、それでよろしいというふうには私どもは思つておりません。先ほど申し上げましたような諸般の手だてを講じて、一日も早く違反の状態をなくすよう努力をしてまいりましたし、また、今後も努力をいたしたいというふうな考へております。

○諫山委員 労働省に質問します。

私は、福岡県の労働基準局で聞いたところが、

日本で労働基準法を極端に守らない職種が二つある、一つは農協をはじめとした農民団体だ、もう一つはタクシーとか運輸会社だと言つてなげいていましたが、全国的にもそんなんですか。あなただの話でも、農協団体というものは悪いほうのトップに近いような発言がありました、その位置づけはどうなんですか。

○岸説明員 業種の中で、農協がどういうふうな違反の程度が高いかというところは、一がいには申し上げられませんが、御指摘のとおり、農協でありますとか、あるいは社会福祉施設、病院、それからタクシー、陸上運送でございます。これらについては、基準法の基本的な問題について非常に違反のものがあつたことがございまして、私どもとしては、この三業種については十分注意をして今後指導を強化してまいりたい、かように思つております。

○鎌山委員 政務次官にお聞きします。

いま、農協の労働者に対してどのくらい初步的な労働基準法違反があるかというのを指摘いたしました。それは、労働省も農林省もほとんど認めております。そして、私は、是正する気になれば是正できると思うのです。金がないからできないという性質のものではありません。たとえば女子に深夜労働をさせないというようなことは、あまり現金の問題ではないと思ひます。いまの労働省の説明では、どうもベストスリーの一つに入るのが農民団体のように見えるのですが、根本的に何とかしてもらいたいと思ひます。労働組合も、運動方針の中で、労働基準法違反を絶滅してもらいたいということを掲げています。どうでしょう、これは次官としてやつてもらえますか。

○山本公使 政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘をいただきました事柄は、現実に見ていただくと考へております。その意味におきまして、ただいまの御意見は、私どもは大いに聴取しなければならぬ問題だと考へておるわけでございます。

ただ、私は、全般の情景は、よく事情はわかりませんが、一般農民の方の仕事の振り回し、そのものが、必ずしも時間制度において動いておらぬという一つの動きがあることもまた認めないと考へるわけであり、一方、農協そのほかの人は、大体その農民を相手にしているの処置をとられる場合もあるかも知存するわけであり、そういう意味において、一つの役所におけるほかの人のように、何時に始まって何時に終わるというような事柄の、これは守らなければならぬことと考へますけれども、そのとおりによれるかどうかという問題がございまして、その結果、あるいは時間外そのほか勤務の基本的な性格の相違によつて起こることがあると考へるわけであり、しかしながら、国家として労働基準法があり、そのほかの法律において規定をされ、それに従つて勤務すべきことを指示されておる以上は、私は、いま先ほどから言ひましたように事情はあるかとも推察はいたしますけれども、基本的には法律の精神に基づいてこれを実行することが必要だと考へております。

私ども農林省としては、その職責にかんがみまして、この日本の法律の權威を守り、そうして、できる限りその精神によつて仕事を指導するということに引き続いて努力をいたしたいと考へておる次第であります。ただ、農林省の仕事そのものが非常に鈍いという御批判があつたと考へておりますが、これはまことに傾聴をせなければならぬ問題だと私は思ひますので、御趣旨の点に沿つて今後農林省は努力をいたしたいと考へておりますことを申し上げまして、不十分ながら私の答弁にいたします。

○鎌山委員 次官も、局長も、農協の特殊性ということを言われますが、私は、これはあまり言つてもらわれない方がいいと思ひます。というのは、特殊な労働については、労働基準法上特別な規定があるのです。たとえば、宿直をする人とか、電話交換手とか、守衛とか、特殊な勤務については特殊な条項があるのです。しかし、農協の場合にはそういう意味の特殊労働扱いをされてないのです。ストリートに労働基準法が適用されるのです。ですから、あなたたちが行政指導をする場合に、特殊性、特殊性ということを言われまうと、特殊性の陰に隠れてこれが守られないということになります。法律的には特殊性を口にすることは許されない仕組みになっているのだ。この点は、行政指導する側は肝に銘じてもらいたい。さらに、私は、直接調査してもらつた福岡県の例を引きながら質問しましたが、これはもちろん福岡県だけの問題として議論したのではありません。全国的に同じようなことが行なわれているから、全国的に行政指導してもらいたいということをお願いしたわけです。

きょうは大臣が来ておりませんから、あとの時間は、私は大臣に質問させていただきます。

○坂村委員 農林水産部 農林省並に関係当局に質問をいたします。

この件については、例年のことでありまして、私も、昨年は、四十八年七月四日に、当委員会でも、私も一時間余にわたつて質問をいたしてまいりました。また、社労との連合審査においてもいろいろと当局の見解をたゞしてきたところであり、また、本年もかなりの前進は見えているものの、まだまだ大幅な改正をせねばならぬ問題がたゞございまして、けさほども冒頭に野党四党による修正を求める提案を私が提案申し上げたわけであり、そのうち、そういうこと等との関連を踏まえながら、以下質問をさせていただきます。

○坂村委員 農林水産部 農林省並に関係当局に質問をいたします。

まず、本法の審議にあたりまして、共済年金の抜本改正の必要性について伺ひするわけであり、御承知のように、本年の二月、社会保障制度審議会の答申によれば、「本審議会は、これまで公的年金制度の中において共済組合制度自体が持つている問題点について、その抜本的改正の必要を繰り返して述べた。しかるに、今回の改正においてもなお、これに対する積極的な姿勢

が見られないことは遺憾である。被用者年金における給付水準のバランス、国庫負担の問題その他国際比較等を考慮し、すみやかにその解決を図るよう強く要望する。」等、遺憾の意を含めた答申をいたしておるところでございます。

〔坂村委員 代理退席、安田委員長代理着席〕

そこで、共済年金の中核にある国家公務員共済、さらには地方公務員共済の改正案の諮問に対する社会保障制度審議会のこういった答申について、まず、農林年金側はどういうふうな受けとめておられるか。これは大蔵省並びに自治省等にもお尋ねしたいところであり、時間が流動的であつたために、大蔵省及び自治省をきょうは呼んでおりませんので、農林省側として、まず、この点、本法提案にあつたかどうか、その点を冒頭にお答えいただきたいと思います。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり、昨年の二月に、社会保障制度審議会から、国家公務員共済制度のみならず、さらに農林漁業団体職員共済組合制度につきましても、抜本的な改正の必要性につきましても御答申があつたわけでございます。もちろん、私どもは、その答申を受けまして、本農林年金制度の改正はいかにあるべきかという検討を重ねてきたわけでございます。今回御提案申し上げております法律改正におきまして、たとえば低額年金改善のための新しい方式の導入とか、平均標準給与の基礎期間の短縮とか、遺族年金につきましても扶養加算制度を創設するとか、相当切った改善措置を講じておるつもりでございます。しかしながら、農林年金におきまして、これはやはり共済制度一般と共通の問題をかかえておることは事実でございます。そこで、私どもは、昨今におきます社会経済情勢の推移に応じて、農林年金の給付内容のそのうち充実につとめるべく、さらに基本的な問題をも含めまして、早急に検討をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○瀬野委員 この農林年金が厚生年金よりも給付水準が下回る状態であるということは、当局も十分これは御承知のとおりである。これでは共済年金としての存在意義がなくなるじゃないかと、われわれはかねがね指摘をしているところでありました。また、わが国の社会保障制度を充実させていくという上からきわめて重大なる課題だとも私は指摘をしてまいったところでございますが、農林年金制度の抜本的な改善をはかるというようなことは、昨年の委員会でもいろいろ指摘しているところでありましたけれども、やはり、私は、当初、これらの年金改善にあたつては、今後議員の不安を解消するためにも、政府の基本的な姿勢を明確にしておいていただきたいと思うわけです。

そういう点についての当局の御見解を冒頭承っておきたいのであります。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、厚生年金制度は、いわゆる社会保障制度の一端としての年金制度の根幹といえますが、基本的なものでございまして、厚生年金から分かれて発生いたしました農林年金におきましては、少なくとも厚生年金の給付内容に劣ることのないように従来から努力をいたしておるわけでございます。ただ、昨年の厚生年金制度の改正によりまして、農林年金におきましては、半数をこえるような給付者につきましては、厚生年金の給付水準と差ができたというところも事実でございます。ただ、今回の改正によりましては、農林年金の受給者のうち九割余りの者は、これは厚生年金の給付水準に劣るかもしれないけれども、大部分は厚生年金を上回るような給付内容になるものと考えておりますし、ただいま申し上げました九割の方々につきましては、厚生年金と農林年金の給付開始時期の相違その他を考へまして、余命全体についての全受給金額といえますか、それを比べれば、必ずしも厚生年金に劣るというふうには私どもは考えていないわけでございます。しかし、厚生年金との比較だけが問題であるわけではございませんので、農林年金にも、さらに検討を要すべき問題、改善を要すべき

事項もあるかと思ひます。これらにつきましても、根本的な問題も含めまして至急検討を進めるということをお約束したいと思つております。

○瀬野委員 以上基本的な問題をお伺ひして、以下、当局からの答弁がありましたことも含めて、細部にわたつて質問をいたしたいと思ひます。

まず、本法の提案にあたつて、重要な問題の一つに農林年金の財政問題がございまして、すなわち、財政健全化の道をどう考えているかというところになるわけでありまして、まず、最初に、昭和四十八年度末における不足責任準備金の額というのはどのくらい見込まれておるか、その点お答えをいただきたい。

○岡安政府委員 まず、正式にいたしますが、確定的なものとして計算されたのは四十七年度の数字でございますが、四十七年度末におきまして不足責任準備金の額は三千六百六十億円でございます。四十八年度はさらにこの額が増加するものと考えておりまして、私どもの推定をいたしましては、ほぼ五千億円程度になるのではあるまいかというふうに考えております。

○瀬野委員 不足責任準備金が、四十七年度が三千六百六十億円、四十八年度が五千億円、これは年々相当額の累増になっておるけれども、この不足財源を生じてきた理由というものはどういうふうな当局は受けとめておられるのですか。

○岡安政府委員 理由はたくさんあると思ひますけれども、おもな点を申し上げますと、まず、この年金が発足当時、厚生年金に加入している農林業団体職員を引き継いで発足したわけでございます。その際の過去勤務債務といえますか、発足当時から不足責任準備金があったわけでございます。これは約百億円ありました。これがその後やはり累増してきたということが一つあります。

それから、二つ目には、ほぼ毎年度に及ぶような給付内容の改善をいたしております。この給付内容の改善につきましても、やはり不足責任準備金を増加させる有力な原因であつたというふう

考えております。大体大きな原因は、その二つではなからうかというように考えております。

○瀬野委員 そうしますと、四十九年度末は大体どのくらいになると推定しておられますか。おそれるが、当局も、本法提案にあつては、今度本法が通過すれば、いろいろ試算をしておられると思うけれども、どのくらい見込んでおられますか。その点参考までにお聞かせをいただきたいと思うのです。

○岡安政府委員 四十九年度末につきましては、まだ計算をいたしておりません。

○瀬野委員 四十九年度まではまだ計算しておらぬと言ふけれども、推定でもわからないのですか。そういういいかげんなことで本法提案をしていくのですか。推定でも見当がつかませんか。

○岡安政府委員 不足責任準備金の額としては計算をいたしておりますが、財源率の計算といたしましては、今回の制度改正を含めまして、四十九年度末までの制度改正を累計いたしますと、大体財源率で千分の二十程度ふえるというふうな推定をいたしております。

○瀬野委員 財源率と言われれば、昭和四十五年度改定以降四十七年に財源率の再計算をやつていると私は記憶しておりますが、今回の法改正までの間に生じた不足財源というものはどのくらいであるか、また、それに対してどう対処をしていく考へであるか、それもあわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○岡安政府委員 農林年金につきましては、昭和四十四年度末現在で一回財源率の計算をいたしております。その結果を掛け金率等にはね返らしてあるわけでございまして、それ以降四十八年度までの制度改正によりましてふえた財源率は約千分の六、それから今回の制度改正によつてふえるであろうものが約千分の十四というふうな考へております。

○瀬野委員 そこで、当局にお尋ねしますが、農林年金が、昭和四十九年度の予算要求の柱として、年金財政健全化のため五項目にわたる要請を

いたしておるわけです。一つには、給付に要する費用の補助について、少なくとも厚生年金と同率に引き上げること、すなわち二〇％、二つには、財源調整費については、地方公務員給与との格差を正すための給付に要する費用の少なくとも三％相当額まで引き上げること、三つには、農林漁業団体の特殊性にかんがみ、補助のほか、公費補助として、初期過去勤務債務の二分の一相当、すなわち給付費に換算して四％になりまして、この額を補助すること、それから四つには、私学共済の例に準じ、都道府県から財政援助を受けられるよう措置すること、五つには、事務費の補助額を増額すること、こういったことで五項目にわたる要請がなされておるわけですが、これらについてはどういうふうに対処されたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○岡安政府委員 まず、五つのうち、最初の二点でございますが、第一の国の補助につきましても、厚生年金と同様に二〇％にするという点と、それから財源調整費について、給付に要する費用の少なくとも三％相当額まで引き上げることという二点につきましては、私どもも、農林年金の財政事情等を考へまして、そういうような要求を財政当局にいたしましたわけでございます。いろいろ交渉の経過はございまして、結果といたしましては、昭和四十九年度におきましては財源率の再計算を行なわないということにいたしました関係もございまして、今回は、結果的にはこの種の補助率といえますか、それは据え置くということになったわけでございまして、ただ、私どもは、昭和四十九年度末現在で財源の再計算をいたしたいというふうな考へておりますので、その結果いかんによりましては、また、この点につきましても再検討しなければならぬというふうな考へております。

それから、三番目の、農林年金の初期過去勤務債務の二分の一相当額について公費の補助をすべきであるという御意見でございますが、これにつきましては、御主張の内容におきましても、私学共済において、日本私学振興財団から過

去勤務債務の二分の一相当額の助成を受けているというふうな事例をあげられて、御要請があったわけでございます。ただ、私学については、確かにそういう制度がございますけれども、農林年金と私学とは、やはり、組合員の性格等にも差異がございますので、直ちに私学の仕組みをこちらに移すというわけにもまいらないというふうな問題もございします。しかし、先ほど御指摘のとおり、農林年金につきましては、初期過去勤務債務が農林年金の掛け金率を押し上げているという原因の一つでもございしますので、この対策につきましては、先ほど申し上げました財源の再計算を機にいたしまして、さらに検討を進めたいというふうに思っております。

それから、四番目の、これも私学共済の例に準じまして都道府県から財政の援助が受けられないかという問題でございますが、これにつきましては、私も、私も関係の自治省とも相談をいたしたわけでございますが、結論を申し上げますと、私学と農林漁業者の職員を組合員とする農林年金とは、仕事の内容その他の違いもあるということから、意見の一致を見るのができず、現在そういうような措置の改正案を御提案するに至っていないことは事実でございます。この点につきましては、要は財源がらみの問題であり、今後の掛け金率の問題にもなるわけでございますので、あわせて今後の検討にいたしたいというふうに考えております。

それから、五番目の事務費の補助の増額でございますが、この点につきましては、四十九年度予算におきまして、事務費の単価、これは一人当たり並びに年金一件当たりそれぞれ百四十円を百七十円というように大幅なアップをいたしておりますので、全体の額におきまして、前年比一五%の増として予算を組んでいるわけでございます。○瀬野委員 そこで、山本政務次官、せっかくきょうは出席いただいたわけですが、いま答弁をお聞きいただいていたと思うのです。結局のところ、予算額というのは、前年の二十四億五千万円

余から三十七億二千万円の伸びを示してはおりますが、新規要求はほとんど認められていない結果に終わっております。まことにけしからぬとは思いますが、政務次官は、本法提案にあたって、この点はどう思われますか。これで農林年金の職員の要請にこたえられないと思つてゐるのです。ちろん、一歩前進の個所も若干認められるのですけれども、まことに情けない結果になっております。政務次官の答弁を求めるわけでは、

○岡安政府委員 まず、その経緯につきまして私から…… 予算額はふえてはいるけれども、新規はないではないかというところは、御指摘のとおりでございます。私どもは、新規を要求し、それを獲得するといひます。そのためには、農林年金の財政の実態が現状どうであるかということとを背景にしまして、なかなか相手も納得させられませんが、自分自身も、この程度でいいんだという納得もいかないうちもございします。

当初いろいろ要求いたしましたのは、四十九年度におきまして財源の洗い直しをいたしました。不足財源を出し、それによりまして、掛け金率をどうするかというふうなことを踏まえて、新しい制度を充足させるという気持ちでもって予算要求をいたしましたわけでございます。折衝の過程におきましてはいろいろ経過を経ましたけれども、四十九年度におきましては財源の再計算を行なわないというところになったわけ、したがって、掛け金率も動かさない。また、したがって組合員の掛け金負担も増加させないということで、予算のほうも、新機軸はなしに金額は大幅にふえるというふうな結果になったわけでございます。私どもとしては、特別の事情がなければ、四十九年度末現在におきまして農林年金の財源率について再計算をいたしたいと思つておりますので、それを踏まえまして、要求すべきものは要求をするというふうなことで対処をいたしたいと思つてゐる次第でございます。

いま局長から答弁をいたしましたような事情でございますが、今度の大幅な給付の改善によりまして財源率の増加が見込まれるほか、これまでの給付改善によつてもかなりの不足財源が生じておりますので、年金財政の健全な運営をはかる観点から、今後、国の共済とそのほかの共済組合制度における検討を参考といたしまして、関係者の意見を聞きつつ、掛け金率のあり方、公的援助措置等の年金財政に関する諸問題について慎重な検討を加えていきたい、こう考えております。

○瀬野委員 慎重な検討では、これら団体の要求にこたえることがなかなかできないわけですから、農林年金については、社会保障制度審議会が去る四十九年二月二十一日に開かれておまして、「元来財政基盤に問題があるうえに、今回のような大幅な改正措置や今後における通算年金の拡大等を併せ考えると、将来の財源について確たる見通しを立て、これに即する計画を策定することが必要不可欠である」と、このように指摘をしておるわけですから、これはもうすでに指摘されておるわけですから、政務次官もよく御承知だと思ひますが、これに対しては率直にどう考えておられますか。御答弁いただきたい。

○岡安政府委員 御指摘のような答申が今年の二月二十一日に社会保障制度審議会から出ているわけでございます。その内容は、今回の改正は一応評価できるというところのほかに、御指摘のよう、農林年金につきましましては、「将来の財源について確たる見通しを立て、これに即する計画を策定することが必要不可欠である」というふうな指摘をされておるわけでございます。私どもも、先ほどお答えしたと思ひますけれども、四十四年度末現在におきまして財源率の洗い直し以来、相当大幅な制度改正をいたしておりますので、不足財源等につきましても相当増加しているものと思ひます。したがって、財源率、掛け金率等も、従来の計算方法でいくならば相当大幅に増高せざるを得ないというふうに考えております。それでは

やはり組合員の方々の掛け金負担能力というものを考えなければならぬので、先ほどお答えしたとおり、特段のことがなければ四十九年度末現在で再計算をいたしたいと思つておりますので、その結果を踏まえまして、先ほど政務次官が答へていただきましたとおり、国庫補助の充実等もあわせ含めて、また、他共済制度の対処のしかた等も参考としながら、抜本的な対策を講ずるつもりでございます。

○瀬野委員 この点は重要なことであるから、十分検討して対処してもらいたい。また、政務次官も努力していただきたいと思うのです。

それで、さらに政務次官にお尋ねしますけれども、財政の健全化及び組合員の掛け金の負担軽減をはかるために、先ほど局長から、私学共済の例に準じ、都道府県から財政援助を受けるためのことがいろいろと答弁がありましたが、この問題は団体から強い要請がなされておるし、また、けさほど、冒頭に、野党四党の修正案を提案いたしました際にも私は申し上げたわけですが、ぜひこの点は修正したいということで申し上げるのでありますけれども、私学共済と同様の組合の業務に要する経費について、都道府県が補助することができるといふ規定をぜひ入れていただきたい。

今回はぜひこれをお願いしたいと思つておるわけ、これは公開の席で本法を提案している立場から、即座にずばりとは答弁ができないかもしれませんが、私たちは強く修正を当局に求めているわけ、こゝにいたつたことについて、政務次官も本法に対する検討をいろいろなさつたと思うが、あなたの見解はどうであるか、修正をする考えがあるか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○山本(茂)政府委員 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。農林年金につきましては、組合員の掛け金負担の軽減をはかるために、私学共済と同様に都道府県に補助を導入することにつきましては、農林省としまして、関係省と協議を行ないました。私学

共済については、都道府県補助が行なわれていることを理由として、公共団体が行なう教育を私学が肩がわりしていることに着目し、施設費、人件費等の補助をともに行なわれているものであると理解をされております。

農林漁業の団体について、都道府県の補助を導入することについてどういう理由づけを行なうか、また、補助に伴う都道府県の財源措置をどうするか等の問題があつて、遺憾ながら、まだ協議がととのつておらぬのが現状であります。今後とも、この問題につきましても、関係の省とともに十分協議検討してまいりたいと考えております。

○瀬野委員 遺憾ながら、まだ協議がととのつていない、関係各省とも十分協議をしていくというような答弁でありますけれども、これは、もう一つは、当局のほうがお慢なもので、こういうことはもう常に団体がたびたび要望していることでありまして、本法の提案にあつたては、こういうことについては当然改正して出すべきだと思つたわけなんです。まことに残念に思つて、いづれにしても、これは当委員会の理事会で、明日の委員会審議中に検討いたしまして、修正案を持って当局といろいろ折衝したい、かように思つております。

そこで申し上げておきますが、この農林年金の財政問題については、本法の中心的な問題でありますので、この点の締めくくりとして政務次官にさらにお聞きしなければ、御承知のように、財政健全化の方途としては、一つは国庫補助の増額をするということ、二つには掛け金の増額、三つには経営努力をすること、こういうことがあげられるわけですが、掛け金の増額はもうすでに限界にきていることは十分皆さん方も御承知のとおりです。それじゃ経営努力はどうかというところ、すでに財源が二千億を使われているというところから、経営努力も期待はなかなか望めない状況である。そうならば、農業団体の要望にこたえ、また、いわゆる国の第一次産業を担当して、いまピンチに立っている農業団体の職員のこ

ういった要請にこたえるためにも、何としても国庫補助の増額を期待する以外にないというのが現状であります。

以上のような点から、国庫補助という問題についてはさらに検討していただきたいと思つて、この財政健全化の問題の締めくくりとしてどういふような決意で臨んでおられるか。今後変動する農業問題をかかえており、また、給与が一般に対して低いと言われているところの、たいへん重要な第一線に働いている団体職員に対して十分こたえて、今後わが国の農業の発展に資すべきであると思つたのですが、その点についてさらに決意を承つておきたい、かように思います。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、農林年金は相互組織の年金制度でございますので、給付内容を改善すれば、普通にはその掛け金率が上がるということになるわけでございます。ただ、御指摘のとおり、農林年金の掛け金率は、ほかの共済制度に比べますと、すでに高位の水準にあるわけでございます。この以上組合員の負担を増高するということも非常に問題があるというふうにも考えております。それじゃ、あとは年金にたまつております財源の運用によって利差益を生み出すということも一つの方法であります。これも長期間続けて高金利に回すということも必ずしも容易なことではない。したがって、ということでも、国庫補助の増額という議論になるわけでございますが、この点につきましても、やはり、他の共済制度とのバランスその他の問題があるわけでございます。ただ、私どもは、農林年金の財政の健全化のために、組合員の掛け金負担を増高しないとか、いろいろ制約を課せられた中で作業でございますので、非常に困難な問題ではございますが、何となく知恵を出しまして解決をしなければならぬものというふうな考えでおられますので、農林年金だけで対処し得ないことがあるならば、他の共済制度の対処のしかた等も参考をいたしまして、私どももいたしましては、

次の財源再計算を機にいたしまして、できれば健全化のための抜本的な対策を講じたい、かように考えておる次第でございます。

○瀬野委員 次の機会には十分考えるということですが、これは各団体も、また、われわれもたびたび強い要請をしてきた問題で、局長も率直に、財政健全化の基途は国庫補助の増額にしか道がないということはお認められておられるようでありまして、きょうは農林大臣はおいででありませんけれども、大臣にも当委員会の内容等を十分報告していただきたい。たびたび貴重な時間を費やして質問をしても、また、年々審議をして、なかなかそのあつてが見られない。先ほども政務次官からいろいろ答弁がございましたが、これは新規に見るべきものがないという状況で残念でございまして、ひとつ強く検討をされて対策を立てていただきたい、かように思つております。

そこで、次の問題でございけれども、既裁定年金の額の改定についてお尋ねしますが、私が率直に申し上げたいことは、既裁定年金の改定について、これを法制化すべきではないかということをお願いいたします。このことについては、たしか七十一国会で附帯決議がなされておるわけでございます。この問題もたびたび議論をしてきたところでありまして、すなわち、厚生年金は、昨年の改正の際、物価が五%以上変動した場合、その変動に応じて自動スライドさせる方法を導入しているわけでありまして、農林年金の場合は、政府の公的年金制度調整連絡会議で結論が出ないまま、事実上公務員給与の上昇率にスライドさせる方法がとられております。すなわち賃金スライドでありまして、こういうことではたびたびこれは問題にされ、附帯決議をされているわけですが、これはもうこの時点で当然法制化すべきではないかと思つたので、この点はどうか検討をされて今回の本法提案になつておられるのか、今後の見通しはどうかというふうに考えておられるのか、その点を明確にしたいと思つた。

○岡安政府委員 すでに先生も御承知のとおりでございまして、農林年金の既裁定年金の改定にあたりましては、ここ数年国家公務員の平均賃金アップ率を基準にいたしまして改定を実施いたしているわけでございます。これを賃金スライドと言ふかどうか多少問題があると思つたが、そういうふうな実績がすでに重ねられているということもまた事実でございます。ただ、制度として、厚生年金が物価を指標とする自動スライド制の導入が行なわれているのに対して、農林年金におきましては、そのような自動スライド制の導入が行なわれていないという点が問題ではなからうかというふうに考えております。ただ、自動スライド制を法制化するにあたりましては、厚生年金のように物価を指標とするか、それとも、各種共済組合制度のように、国家公務員の賃金のアップ率を指標とするかというふうな問題もなお今度に残ります。さらに、スライド制を導入するに際しては、内部にかかえられた問題もござい

ます。そこで、いま直ちに、すでにある程度の実績があるから自動スライド制を導入すべきであるという議論につきましては、やはりなお検討を要する事項があるとお答えせざるを得ないわけでございますが、この辺につきましても、これも先生御指摘のとおり、相当長い期間をかけた懸案事項でもございまして、

そこで、現在、この点につきましては、社会保障制度審議会におきまして、自動スライド制という基本問題につきましても、早急に検討を加えて結論を出すということになつておりますので、それらの結論を待つて対処をいたす心算でございます。○瀬野委員 審議会の答申を待つて早急に結論を出すということであるようでありまして、ぜひこの点は法制化ができるように、当局も積極的な検討をお願いしたいということを重ねて強く要望しておきます。

そこで、今回のこの既裁定年金の問題で改正案を見ますと、厚生年金保険法による年金額の改定

措置との関連において、厚生年金の額を改定する自動的改定措置が講じられる場合には、農林年金の場合にも、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより年金の額を改定するというようになつております。御承知のように、厚生年金のほうは、すでに八月一日に繰り上げられておる。よつて、農林年金も、今回の本法によると十月一日という日に施行がなつておりますけれども、八月一日に当然すべきではないかと思うわけです。もちろん、それは本法が通過して制定された時のことであるけれども、そういった点はどういうふうにか考へておられるか、この機会にお伺いしておきたいと思つたのです。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、今回の改正案の附則の第八条に、厚生年金において物価スライドによる年金額の改定が行なわれた場合は、それにならつて政令により年金額を改定する旨の規定を新しく設けてあるわけでございます。私どもは、今回厚生年金の年金額の改定が行なわれなかった場合には、その改定の金額並びに改定の時期等を考へ合わせまして、通算退職年金と最低保障額につきましては、厚生年金の改正の内容並びに改定の時期に合わせて農林年金につきましても適用をいたしたい、かように考へている次第でございます。

○瀬野委員 本法通過後は、要するに、厚生年金に準じて八月一日にする、こういうふうな理解をしていいということですか。

○岡安政府委員 もう一度申し上げますけれども、通算退職年金と、それから最低保障額の算定にあたりまして、厚生年金の改定の内容並びに厚生年金の改定の時期に合わせて実施をするということでございます。よけいなことでございまして、けれども、退職年金その他の実施時期を繰り上げるといふことではございません。

○瀬野委員 政務次官、これは重要な問題なんだが、いま聞いておられて、要するに、先ほど申し上げましたように、厚生年金の額を改定する自動的改定措置が講じられる場合には、農林年金の場

合にも、当該措置を参酌して政令で定めるところにより年金の額を改定する、と、こういうようになつておるわけですか。農林年金の場合にも、「当該措置を参酌して政令で定めるところにより」という、この辺がなかなかわかりにくいような書き方になつておるのですが、一説には、恩給法で一括改正の話なんかもあるやに聞いておるのですねけれども、それらを含めて、山本政務次官はこの点についてどういふ見解をお持ちであるか、その点を政務次官からお答えいただきたい。

○岡安政府委員 先生のいまの御質問は、恩給法、国家公務員共済制度等とからめての御質問だとするならば、農林年金について、退職年金等のベース改定の実施時期——これは御提案の内容では十月というふうになつておるわけでございまして、厚生年金が八月に繰り上げられた、それと合せて農林年金の退職年金等の改定実施時期を繰り上げられないかという御質問だと思ひますけれども、これは先ほど申し上げました附則八条とは違つた問題でございまして、まず、政令では対処できないので、本法を直さなければならぬということが一つございまして、

それでは直したいけれども、御質問になるのかと思ひますけれども、これは先ほどの御質問にもございまして、厚生年金が物価スライドという制度をとつておる関係から、最近のような異常な物価の高騰に対処いたしまして、大体一六・一％と予想されるアップ率をできるだけ早く実施をするという趣旨から繰り上げがきめられたわけでございまして、

ところが、農林年金におきましては、まず、物価スライドではなくて、先ほど御答弁申し上げましたとおり、国家公務員の賃金アップという率を基準にいたしまして改正をしております。一五・三からさらに積み残し分を加へれば、二三八％に及ぶような改正をいたしております。さらに、十月の制度改正実施時期におきましては、既に裁定年金のベースアップのほか各種の改善措置もあわせ実施をするということにいたしております。

して、それらの諸改正のアップ率は、モデル計算ではございまして、大体前年対比四二％ぐらいのアップになるというふうな考へておるわけでございまして。そういったしからいって、直ちに農林年金の改善措置の実施時期を繰り上げるべきかというふうには必ずしもならないのでございまして、こちらのほうにはほかの共済制度、たとえば国家公務員制度等の実施時期と合せて実施するたてまえにいたしておりますので、農林年金だけ繰り上げるというわけにはまいらないというふうにか考へております。

○瀬野委員 局長の答弁が何となく歯切れのいいところと悪いところとあつて、ちょっと判断できないところもあるが、いずれにしても、本件については、けさ冒頭に修正案を私が提案しましたように、別途修正案をいろいろ検討いたしておりますので、本委員会の問題を縫つていろいろ折衝に当たりたいと思つておりますので、これ以上一応詰めないことにして、次の問題に入りたいと思ひます。

次は、一つの問題として、通算退職年金の改善問題でございます。これは今回の改正で若干前進を見ていることも承知しておりますが、その中で、通算退職年金について、この中に遺族年金制度がないのが問題である、と、かように私は指摘するわけであります。遺族年金の創設の要望が団体から、も例年強いわけでございまして、ちなみに申し上げますと、遺族年金は通算年金の二分の一であるから、金銭的には低いけれども、制度的にないというところが問題であるといふことを昨年の七月四日の委員会でも私指摘をしたわけでございまして、

今、この点はいままも改正されなければならず、今回の本法提案にあつたつてどういふように検討されて、将来はどういふふうにか考へておるか。その点、検討の過程と将来の考へを明らかにしていただきたいと思ひます。

○岡安政府委員 通算退職年金は、先生御承知のとおり、各種年金制度を渡り歩くといひますか、

その方々に対して支払われる年金でございまして。そういう制度に対して遺族年金を設けるべしという御意見は、確かに従来からございまして、政府としても現在検討中でございます。

ただ、検討に時間がかつております理由を二、三申し上げますと、まず、各種制度の間におきまして、第一には受給資格が発生する期間につきまして相違がございまして、それから、遺族の範囲につきましてもそれぞれ違いがあるようでございます。そういうような各種年金制度についてのむづかしい問題がございまして、現在まで解決を見ないことはなほ遺憾でございます。ただ、この問題につきましては、厚生省を中心として、関係各省も寄り寄り協議をいたしておりますし、厚生大臣も真剣にこの問題には取り組むたいという御答弁がすでにあつたようでございますので、私どもも、厚生省を中心として、なるべく早く結論が出るように努力を続けたい、と、かように考へております。

○瀬野委員 次に、退職年金等の最低保障額の引き上げの問題について若干お尋ねしたいのです。が、まず、旧法の年金者の適用者数はどのくらいおられますか。

○岡安政府委員 四十二年度末でございまして、農林年金の受給権者の総数は三万二千五百六十二人というふうになつております。そのうち旧法年金を受け取つておる方々の数は二千九十九人で、その内訳は、退職年金を受け取つておる方が二百九人、障害年金が二百七十四人、遺族年金が千五百三十六人ということになっております。

○瀬野委員 この退職年金等の最低保障額の問題もいろいろ問題があるわけですね。一つには、最低保障額の引き上げについては、恩給の最低保障額の引き上げに準じて引き上げられたもので、改善されているとはいふものの、その体系はきわめて複雑なものとなつております。特に、障害、遺族年金については、期間の要件を設け、がんじがらめになつておられて、非常に複雑になつております。二つには、旧法の年金にかかわる最低保

障額を新法の水準との均衡を考慮して改善することとなっておりますが、昨年の当委員会の附帯決議で指摘しておるわけですが、これらが改善されていない。さらには、新旧の差別撤廃が委員会審議を通じて強く指摘されてきたところでもございます。四つ目には、最低保障額設定の趣旨や年金の公平性から見れば、これまで問題があるわけですが、こういったいろいろの複雑性に問題点があるわけですが、これらの問題を是正せねばならぬ。午前中の質問でも、実に複雑だということでも、もっとわかりやすくしろということに対して、パンフレットをつくってこれらの問題についてわかりやすく指導、徹底をするというようにもなっております。答弁されておったようでありましたが、要するに、最低保障は、新旧とも絶対に一本化するべきではないかというように私は考えておるのですけれども、この点については当局はどういうふうに検討されておりますか。

○岡安政府委員 ちよっと先ほどの答弁の訂正をさせていただきますと思いますけれども、四十二年度末現在の数字と申し上げておりましたならば、これは四十七年度末現在の数字でございますので、訂正させていただきますと思います。

いまの御質問で、旧法、新法を通ずる制度としての、最低保障とおっしゃいましたけれども、内容は絶対保障の額だというふうに理解いたしますけれども、絶対保障につきましても、御指摘のとおり、新法、旧法ともに同じ適用を受けております。ただ、御指摘のとおり、農林年金におきましても、恩給の制度改善になりまして、これは他の共済制度同様でございますが、退職年金については、年齢の区分といいますが、年齢による差がございますし、障害年金、遺族年金につきましても、そのほかに勤務年数による差も設けられております。これは一見複雑になっておることはいえないわけでございますけれども、これはやはり経緯がございます。まず、最初に、恩給につきましても、七十歳以上の受給者につきまして絶対保障額の制度が設けられまして、それを六十五歳に

下げる、さらに額も増額をするというような経緯があるわけでございます。年齢の区分等につきましても、もちろん、上に合わせればきわめて簡単ではございますけれども、やはり、従来から制度改善を加えてまいりました経緯等を考えますと、一挙にこれらの区分を撤廃するのはいかかと思えますし、特に、これは、農林年金だけではないかと思えます。制度をするのはほかの共済制度等とのバランスを欠くことにもなるわけでございます。要は、簡単にすると申されますけれども、結局は、絶対保障額を引き上げることが眼目であろうというふうに考えますので、今回も大幅な改善をいたしておりますけれども、今後の経済情勢等の推移によりましては、私どももこれはさらに増額の方向で検討をいたすつもりでございます。

○瀬野委員 絶対保障額については、当局もすでにいろいろ検討しておられると思うが、今後ともさらに検討して、団体の要請にもこたえていただきたいと思います。

次に、平均標準給与の算定方法の改善の問題でございますけれども、退職時前三年の標準給与の平均から一年の平均と改められたことは、一歩前進であるということで、私どもも一応評価ができるわけですが、公共企業体の共済では、すでに以前から退職時の給与を算定の基礎として、特に有利な制度となっておりまして、これにならなれば、機会を見てさらに改善をはかることをぜひ当局は考えていただきたい。また、その用意があるかどうか、このことをお尋ねするわけでございます。

すなわち、農林年金も公共企業体と同じく退職時の給与を算定の基準とすることが必要じゃないかと思うのです。このことも検討しておられると思うけれども、団体側からの要請も強いわけでございますし、われわれもこれをかねがねから当局に要請しておるわけですが、これについてももういうふうな検討されたか、また、どういうふうな将来の用意があるのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

○岡安政府委員 年金額の算定の基礎となります平均標準給与の算定方法につきましては、御指摘のとおり、今回退職時前三年平均を一カ年平均というようにいたしましたのでございます。その理由は、最近におきます経済情勢の著しい変動を考えますと、なるべく退職時に近い給与水準を反映をすることが望ましいわけで、そのような措置を講じているわけでございます。

それに対して、公共企業体共済は同じように最終給与にしようかという御指摘でございますが、最終給与にいたしますと、たとえば、これはあり得てはいかぬことだと思いますけれども、運用上、退職のときの直前に特別昇給を行なうと、そういうことをしないような方々との不均衡、不公平等が生ずるおそれが多分にあるわけでございます。そういうようなことをチェックするような方法がなければいけません。問題ではないかというようにも考えられます。

なお、それでは公共企業体共済と不均衡ではあるまいかという御指摘につきましては、これはもちろん共済制度とは多少違った制度でございますけれども、公共企業体におきましては、ほかの事業体と違ひまして、退職金につきまして若干カットをするというように措置もあわせて行なわれておるといふように聞いております。したがって、これは公共企業体共済とのバランスだけを考えると、措置はできないものでございまして、やはり、先ほど申し上げました不公平、不均衡が生ずることがないような措置は何かということ等々もあわせて検討しなければ、直ちに御説のような措置はとり得ないというふうに考えております。

○瀬野委員 年金給付を有利にするための給与のかさ上げ申請でございますが、これにはあまり触れたくない気持ちもあるのですけれども、本法案に当たって、今後のために一応当局の見解をお聞きしておきたいのです。

逆選択をする者に対する歯どめの問題ですけれども、この規制をどういうふうに考えておられる

かという問題でございます。すなわち、今回、一年間となったので、年金の掛け金が若干高くなりますけれども、今回の制度を利用して逆選択をするというふうなことになるのはいろいろまた問題が起きるのではないかと。すなわち、給与のかさ上げ申請をしてくる者が出てくるということになるというふうにも思うわけですが、いわゆる悪用されるということについては問題も起きてまいりますので、本法案に当たって、当局はこういった点はどういうふうなチェックをお考えであるか明らかにしておいていただきたいと思うので

○岡安政府委員 これは、御指摘のとおり、年金の計算の基礎となります標準給与の額を最終給与としないまでも、退職時前一年間の平均給与といたしまして、退職間近になりまして特別の昇給その他が行なわれれば、お話しのような不公平、不均衡の弊害が生ずるわけでございます。この点につきましては、現在の法律の二十条第十

一項に、標準給与の算定が著しく不当である場合には農林年金の理事長がチェックできるといふような規定がございます。私どもは、この規定を活用いたしまして、農林年金の当局とも十分協議の上、御指摘のようなことが行なわれることによる不公平、不均衡は当然是正をしまいたい、かように考えております。

○瀬野委員 時間が迫ってきたので、あとははし

よって若干お尋ねしますので、簡潔に要領よくお答えをいただきたいと思います。

いまの問題について、給付額の算定の基礎となる標準給与の月額に關しての政令規定が設けられることになっておりますけれども、その政令規定をどういうふうな考えているのか、また、その手法はどういうふうな考えているのか、明らかにしていただきたいわけですが、すなわち、政令に委任することになっておりますので、その点どういうことを考えておられるか、要点を簡潔にお答えいただきたい。

○岡安政府委員 これは退職時前一年間の標準給与の平均をいたす場合におきまして、退職時のいかにによりましては不均衡が生ずるおそれが十分あるわけですね。退職時の前または後にベース改定があった場合、非常な相違が出てくるわけですね。そこで、私どもは、政令の規定によりまして、退職時一年間の中で行なわれまして給与改定につきましては、その本俸相当のベースアップ分につきまして、標準給与の改定をいたします。加算をするわけですね。加算は、加算による改定をすることによりまして、退職時のいかにによる不均衡は是正をいたすつもりでございます。その具体的内容につきましては、現在大蔵省とも協議中でございます。

○瀬野委員 農林省は大蔵省にはいつも弱いから、そういった意味でもきょうは大蔵省にも来ていただいたのでした。冒頭に申しましたように、時間が流動的だったためにきょうは呼ばなかったのですけれども、ぜひ強力な折衝をして、要請にこたえていただくように強く要望しておきます。

そこで、遺族年金の扶養加給制度の創設問題の中で、今回は加算の対象が子供に限られておりますけれども、その理由は何ですか。

○岡安政府委員 これは、子供の妻、またはきょうだいをかかえた遺児等につきましては、特に手厚い措置が必要であるというふうな考え方からとられた措置でございます。このことは農林年金だけではございまして、国家公務員共済等、各共済制度共通の措置でございます。私どもも、この措置の範囲の拡大等につきましては、他の制度と共通の問題として、将来の検討にいたしたいというふうに考えております。

○瀬野委員 他の制度と共通の問題として考えるとおっしゃるけれども、何も他の制度ばかり対象にしなくても――政務次官、あなたもだんだん年をとってこられるわけだが、農林漁業団体等を見た場合に、せつかくの改善策であるから、おじいさんとかおばあさんとかいう方も当然対象に

してやるという、あたたかい血の通った改正がなされるべきじゃないかと私は思うのだが、政務次官はこういつた点についてはどう思われますか。あたたい気持ちでこういつたことを当然考えるべきだということに思いになりませんか。どうですか。

○岡安政府委員 おっしゃるとおり、今回、子についての扶養加算が新設されるわけでございます。これが父母に及ぶというところは望ましい形でございまして、また、ぜひそういうふうなありたいと思っておりますけれども、これはやはり他制度とのバランスというものを考えざるを得ないと思っております。その方向で検討させていただきたいというふうに考えております。

○瀬野委員 せつかく政務次官に年輩だからお聞きしたのに、局長が答えたので、それでは政務次官に次のことをお尋ねします。

老齢者等の遺族年金等の改善についても、本法の改正にあたっていろいろと論議するところでありまして、この特例措置によりまして、加算は一・四四となっておりまして、新法の加算額一・五にほぼ近いものに改善されてはおりますが、七十歳以上の者等に限定されておられるわけですね。なぜこれを七十歳以上に限定したのかという点と、七十歳以上がどのくらいおられるかということと、さらに、この老齢者等の遺族年金等の問題で、七十歳以上に限定するのであれば、新法と同率の一・五にしてやればいいじゃないかというふうなわれわれは主張しておるわけですね。まことにやり方が小さいといいますが、みみちいやり方であるというふうな指摘せざるを得ません。七十歳以上はおそらくごくわずかであると思っております。この点について、政務次官はどういう御見解をお持ちであるか、お答えをいただきたい。

○山本(茂)政府委員 お答えいたします。ただいまの問題については、私個人といたしましては、御質問のとおりだと思います。すなわち、七十歳以上という一つの制限を設けたり、また、そのほかの、三百分の一というふうな問題

は、当然将来修正さるべきものだと思っております。また、そう希望しておるわけでありまして、

ただ、現況におきまして、他の法律、恩給関係あるいは其の年金というふうなものがあるという形になっております関係上、農林関係だけをどうこうするということとは、他の年金そのほかとつり合う必要があるのだという理論は私は十分理解できるわけでありまして、その点については、将来ぜひとも改正をしていただかなければならぬ問題の一つであると私は強く感じておる次第でございます。

○瀬野委員 政務次官はそういうふう感じておられるそうだから、将来といっても、将来もずいぶん長いわけですから、七十歳以上の問題については、早い機会にぜひ改正されるように強くお願いをしておきます。

局長、この七十歳以上はどのくらいおりますか、その点だけちょっとお答えいただきたい。

○岡安政府委員 農林年金の旧法適用者のうち、退職年金適用者は二百九人でございますが、そのうち七十歳以上は十人未満程度でございます。このように考えております。

○瀬野委員 次に、昨年の七月四日に当委員会では質問をして、新たな問題として提起をした問題ですが、それは農林中央金庫の農林年金加入問題でございます。

この問題についてもいろいろ論議をしたところでありまして、昨年度農林中央金庫は五十年の期限が切れて永久法になったわけですね。農林中央金庫法の改正にあたっては数時間にわたって当委員会でも論議をいたしてまいりましたが、農林中央金庫が五十年の時限立法からいよいよ永久法になったこの機会に、農林中央金庫の農林年金加入という問題は当然すべきだということを指摘しましたが、ようやく今回その検討がなされて、前進を遂げたのであります。当時、私の質問に対して、農林大臣は、「これは冷静に考えまして、農林年金の対象団体であるかないか、いまに

わかにばかり申し上げかねる点があると思うのであります。そもそも農林年金の対象団体を見ますに、農林漁業者による自主的なものであるというところは否定できないと思うのであります。そして農林中央金庫の過去の経緯からいまして、特殊法人であつたかあるいは現に政府機関的な色彩は薄れたとはいえないが、なおそこに実質上たとえば金融引き締めなんかの場合に農林中央金庫に考えられるというふうなこともございまして、なかなかこれはむずかしい御質問をちょうだいしておると思ひます。私としては農林中央金庫自身がよく検討いただきまして、いま御質問のような御趣旨で農林中央金庫もいこう、こういうことで農林年金対象団体だといふような結論が出てくれば出てきたでこれを否定する要素はないと思うのであります。いまこの際に右左かはっきりお答えするには、少くもまだ条件が明白でない、このように見る次第でございます。」と、答えておられる。そのほかに、大和田説明員または内村政府委員等からいろいろと答弁をいただいております。昨年、これはけしからぬということ、いろいろと私は提案をしてまいりましたわけでありまして、今回の本法改正にあたって、農林中央金庫並びに農業信用保険協会の加入問題が具体化してまいっております。これは別途いろいろ検討いたすことにしておりますが、農林中央金庫の農林年金制度への加入をはかることは、農業団体との一体感をさらに強化し、相互の人事交流をはかる上でも欠くことができないことは、もう申すまでもございませぬ。農林中央金庫は農林年金の掛け金並びに給付金等の送金については全面的に委託を受けており、農林中央金庫と農林年金とは、その業務を通じて一体関係にあるわけでございます。これは当然のことです。

この際、農林年金対象団体役員と同様の充実した老後保障のもとで系統金融業務に邁進できるよう、農林年金加入を特に切望したいということが、昨年の私の質問に対して農林中央金庫側から要請書が届いておりますが、そういったことを踏

まえまして、当然のことではありますが、この点については、まず当局はどういうふうな受けとめておられるか、簡潔にまずお答えをいただきたい。

○岡安政府委員 農林中央金庫と農業信用保険協会は農林年金の対象団体とすることについて、まず、両団体の適格性といえますか、それについてまず問題はないというふうな私どもは考えております。

ただ、この両団体につきましては、現在、厚生年金に入っているわけでございますので、農林年金の対象団体になった場合には厚生年金の対象団体からはずれて、こちらへ移るといふようなことになるわけでございまして、やはり、厚生年金と農林年金との範囲の調整の問題ということになるわけでございまして、そうなりますと、農林年金の対象団体というものはたしてどこまでが限界であるのかというような問題もございまして、私どもは、両団体の加入につきまして厚生省といろいろ折衝いたしたわけでございましてけれども、残念ながら、この改正案を提出する時期までに意見の合致を見なかったため、今回の改正案から漏れているわけでございまして。

私どももいたしましては、両団体とも、農林年金の対象団体として適格であるというふうな考えでおります。

○瀬野委員 農林中央金庫も農業信用保険協会も農林年金の対象団体として適格であるということでごさいまするが、そのように明快に答えていただいたので私も意を強くしたわけですが、それはそれなりに私も認め、ぜひそういうふうな扱いをしていただきたいと思うのです。

そこで、局長からそのような明確な答弁があったので、一回質問を遠慮しようかと思つたけれども、この際、明らかにしておきたいと思う。

すなわち、農林中央金庫は特殊法人だ、すなわち中央金が自主的な団体ということである、こういうふうにおそらく当局は認めておられると私は思うのですが、その点はどうでしょうか。さらに確認をしておきます。

○岡安政府委員 私が、先ほど、両団体とも農林年金の対象団体として適格であると申し上げましたのは、必ずしも不適格ではないという趣旨で申し上げたわけでございまして。と申しますのは、農林年金の対象団体とはいかなるものであるか、どういふ限界を持つべきであるかという点につきましては、なかなか議論のあるところでございます。

まあ、従来から民主的な団体であるとか、政府出資がないとか、その他いろいろなこと言われておりますが、それにつきましても、抽象的な議論はできません。具体的な問題として白か黒かということをはきめるにあたりましては、現在の農林年金の対象団体の中にもいろいろな性格の団体があるわけでございまして。

そこで、先ほど私が申し上げましたとおり、必ずしも不適格ではないけれども、厚生年金から農林年金に移るといふあたりにあつては、農林年金の対象団体の限界いかんという基本的な問題が別にあるわけで、そういう問題の詰りなくしては、まさに両団体は厚生年金の対象団体であるべきではなくて、農林年金団体であるべしというふうな結論が出ないということをお願い申し上げます。

いろいろそういう問題がございまして、政府が今回の改正案を御提案するまでに結論を得られなかったというふうな申し上げたわけでございまして、あまりむずかしい議論をいたしますと、必ずしも明快な答弁がでかざる点もあることを御承知いただきたいと思つております。

○瀬野委員 ものはついでにお聞きしておきますけれども、農業信用保険協会は、これはいま局長がいろいろ答弁されたことだと思つたのですが、はたして自主的な団体であるかどうかというふうなことはいろいろあると思うのです。われわれもまた別途当局と検討したいということであるという準備をしておるわけでありまして、この農林中央金庫のほうはまず心配はないのではありませんか。昨年度の農林中央金庫法の改正のときから私もいろいろと検討しましたが、まず心配はない。ところが、農業信用保険協会のほうは、これが対

象になるということになると、将来、蚕糸事業団とか競馬会にしても、野菜安定基金協会とかいろいろあるわけですが、いろいろ疑義が出てくる。そうすると、今後大蔵省折衝その他でいろいろ問題がどういふふうなことになるか。また、その解釈、勘定めというふうな問題が心配されてくるわけですが、ついでにその点について、ここで答弁ができる範囲でちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○岡安政府委員 まず、農林年金の対象団体の範囲というものをにつきまして、どういふ基準によつてその範囲を明らかにするかという問題は、これはきわめてむずかしい問題でございます。もちろん、これは一応の線を画しまして、これは右、これは左ということとは簡単でございますけれども、過去の経緯等を考えますと、一度引かれた線が将来とも妥当するということには必ずしもならないわけでございまして。

御指摘の農業信用保険協会につきましては、たとえば役員を選出方法とかその他につきまして、農林中央金庫とはいろいろ違ふ面もございまして、けれども、しかし、農業信用保険協会のメンバーである都道府県の農業信用保証基金というふうなものにはすでに農林年金の対象になっているというふうな経緯もあるわけでございまして、また、出資の状態、役員を選出方法その他をいさいに検討いたしますと、すでに農林年金の対象団体とされているものの中にも多少毛色の違つたものもございまして、それらをつまみ出したたり排除するということとが、農林年金の今後のあり方を考えた場合にはたして適当であるかどうかというふうなことも、対象範囲を確定する場合には考慮されなければならぬ問題だといふふうな考えでおります。

したがって、いろいろ経緯はございまいし、私が申し上げましたとおり、現在、農林省といたしましては、この両団体については、農林年金の対象団体から除外すべし、不適当であるといふような結論には必ずしもならないという趣旨で申し上げたわけでございまして、御了承を得た

と思ひます。

○瀬野委員 その点は一応お聞きしておきます。そこで、農業信用保険協会のほうはおおむね五十一名ぐらいたつたのですが、農林中央金庫のほうは約三千人が該当者ということになります。私の見当では、十月一日現在で在職する者で、しかも平均三十万円を一時金払いとしてつなぎますと、大体三、四割の年金アップになるのではないかと、どういふふうな思ふのですが、組合から八億をい

わゆる掛け金の積み不足として持ち出し、事業者負担として二分の一を農林中央金庫が出すということになるかと思ふのですが、大体そういうこととございまして。その点、当局はどういふふうな掌握しておられますか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、農林中央金庫の職員は約三千名でございますし、農業信用保険協会の職員は約五十名足らずでございます。かりに両団体が農林年金の対象団体となる場合には、先生御指摘のとおり、少なくとも従来これらの職員が厚生年金に払つておりました掛け金と、それから農林年金に入つた場合に支払うべき掛け金との差額につきましては、納付金として事業主並びに職員から徴収をして、農林年金基金のほうに払い込みをいただかなければならないということになるわけでございまして。いろいろこれは計算方法がございまして、先生の御指摘の数字になるかとも思ひますが、まだ正確には計算をいたしておらないわけでございまして。

○瀬野委員 この問題については、昨年指摘してようやく日の目を見るような段階になつてまいりましたので、こういつたことについての当局の努力をぜひさらにお願ひし、要望にこたえていただきたいと思ひます。

最後に一点だけ伺ひして、本法に対する私の質疑を終わりますが、これは政務次官にお尋ねしたいと思ひます。

すなわち、しばしば論議してまいりましたところですが、昨年来本法の改正にあつたて要請をしておる団体の職員の待遇改善問題でございまして

れども、これが一般の諸君に比してなかなか問題であります。すなわち、農林年金の組合員の給与というものは一番低位にありますし、人材確保の上からもこれらが大きな障害になっております。他の共済制度の年金の支給額においても格差があるというふうなことが指摘されておるところであります。いづれにしても、待遇改善の問題については当局も十分対処していただきたい。今後の農政の大転換にあたつて、重大な問題として検討を進めていただきたい。農林大臣にも、こういったことについて当委員会でも論議があつたということとぜひ要請をお願いしたいと思うのです。

その点について今後どういう決意で臨もうとされておられるか、政務次官の御見解を承つて、私の質問を終わりたいと思います。

○岡安政府委員 農林年金の組合員であります農林漁業団体職員の給与水準が、ほかの各種共済組合の組合員に比べまして一般に低いことは御指摘のとおりでございます。私ども、この給与の改善につきましては非常に関心を持ち、また、改善方につぎましてできるだけの御援助、御協力を申し上げてきたわけでございますが、幸いにいたしまして、最近の農林漁業団体職員の給与の伸び率は、ほかの共済組合の組合員の給与の伸び率に比較しまして若干高い伸び率を示しておりますので、格差も漸次解消されつつあり、今後も解消の望みがあるというふうに思っております。

ただ、これら職員の待遇改善の基本は、農林漁業団体の経営基盤の確立ということが第一に必要なところでございます。そこで、私どもは、従来からこれら団体の合併を推進したり、また、役職員の研修の強化をはかったり、また、監査等の指導を通じて経営の改善等をはかってきたわけでございまして、今後ともそれらを中心といたしまして、援助措置は強化をしたいと思っておりますが、やはり、基本は農林漁業団体自身の力、自身の努力にまたなければならぬところがたくさんございます。私どもはそういうような努力に対する援助は惜しまないつもりでございまして、一日も早

く他の共済組合の組合員と給与水準が比肩できるような状態が来るように一生懸命努力をいたしたい、かように考えております。

○山本(茂)政府委員 ただいま局長から述べました趣旨につきましては、農林省としてはそのとおりに感じておりまして、御趣旨のほどは十分了解いたしました。努力を続けたいと思っております。

○瀬野委員 以上で質問を終わります。

○安田委員長代理 次回は、明八日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十八分散会